

(可認省信遞)

警察監獄學會雜誌

所有

版權

明治廿四年四月廿五日出版

第二卷 第六号 目錄

●論 說

○行刑ノ主義(承前) 八木秀太郎

○警吏ノ帶刀ニ就テ 島山 枕流

●翻 譯

○聖彼得堡監獄改良會創立者グ
ルター・グエニンクノ小傳(前號
の續き)

○在レウ・ドゥ・ウキツヒシツハレド典
獄述 山上 生譯

○大尊列太尼國監獄統計
佛國控訴院代官レオン・ラ
ルマン氏述 武田英一譯

●寄 書

○警察官諸君ノ注意ヲ喚起ス
杞 雲山人

●雜 錄

○看守刑授試作(承前)
門 外 漢

○賭博犯ニ付テ一疑アリ
龍 眼 逸 史

●雜 報

○犯罪人(承前) 山東 隱士
○徳川時代司法警察一隅
○此二百萬人ノ生命ヲ如何セン
矢 來 生

○奉職年限の解釋 ○又
○警察部長の職務を廢すへし
○賞表の附與期に就て
○看守及女監取締等の設置程度
○監獄の建築の備品等の費途
○囚人の身分調に就て
○普國の監獄官吏(内務省所轄の
分)

○世の慈善家に望む
○米國桑港監獄の撲滅
○致して注意を乞ふ
○調査の買物代價に就て
○醜業婦放逐令
○日本に於ける按察衛將來の勢力
○巴里の一大獄事
○水難救助船の試験
○サツカカリに就て
○乞食退治
○宮内省紛失金の發覺

○明治廿四年一月々末全國在監人
現在員表
附 錄

○佛國監獄法講義
附 錄 武田英一君

印刷人 同 市同 區同 町同 番地 近藤劍二郎

警察監獄學會發兌

廣告

今般專賣特許ヲ得テ製造販賣スル處ノ鉤(一名捕狹器)ハ能勢頼誼翁ガ天真傳無敵流劍法ノ作用ニ基キ發明創成セシモノニシテ突ク可ク或ル時ハ鎌トナシテ茹ル可ク又護身トシテハ人ヲ捕フベキ巧妙自在ノ活機ナリ苟クモ強賊惡漢ノ暴戾ヲ禦キ我身我財ヲ安全ニ保護セント欲スルモノハ必ラズ一本ヲ所持シテ不慮ノ變ニ備フベシ今各種ノ價格ヲ左ニ列舉シテ購求者ノ便ニ供ス冀クハ江湖大方ノ君子續々御注文御購求アラントナ

第一圖

警察監獄等ニテ捕狹ニ用ユル者

定價二圓三十錢

(本誌第五號ニ三圓五十錢トアリシモ非常ノ減價ヲ以テ需要ニ應スル事ニ改正セシ由茲ニ附記ス)

第二圖

軍陣或ハ護身ノ爲メニ用ユル者

大形 二圓三十錢
小形 一圓五十錢
枕鎗仕立ニセシモノ

第三圖

携帶ノ便利ヲ計リ杖ニ製作セシモノ

定價一圓八十錢

以上各種トモ御便利又ハ御好ミニ任セ大小長短如何様ニモ製造可致候尤モ賣捌御望ミノ方ハ其旨御申込被下度相當ノ割引減價可仕候也

東京市下谷區西黒門町十九番地
鉤製造販賣事務所

島田直次謹告

警察監獄學會雜誌第一卷第六號

論 說

● 行刑ノ主義 (承前)

八木 秀太郎

悔悟ノ爲メニ昨非ヲ痛恨シ或ハ復タ害ヲ他人ニ及ホスコトナキニ至リ或ハ心理上壓倒セラレタル犯罪人ヲ愛憐スル作用アリ蓋シ道德心又ハ宗教上ノ觀念アル者ハ犯罪ニハ自ラ責罰ノ隨伴スルモノナルコトヲ疑ハサルヘシ謂ハ自ラ悔悟ノ心ヲ發スル者ハ國家ノ刑罰ヲ被ムルヨリモ遙ニ大ナル苦痛ヲ心中ニ感スルナリ矯正ノ主義ハ乃チ茲ニ在テ存ス即チ刑罰ヲ以テ自奮感發スルヲ誘導スルヲ目的トスルナリ
以上ノ諸主義ハ外觀各々殊別ナルカ如シト雖結局歸スル所ハ一ナルノミ但理論ハ實際ト合一セサルノ憾

アリ犯罪人ヲシテ悉ク其所爲ノ不法ナルト之カ爲メニ受ケタル刑ノ適正ナルヲ覺知セシムルコト能ハス犯罪人ヲシテ悉ク懲誌ノ效アラシムヘカラス最慘刻ナル死刑又ハ折傷モ往時犯罪ヲ減スルニ足ラサリシナリ要スルニ犯罪人ヲ悉ク矯正スルコトハ到底望ムヘカラサル所ナリ故ニ人若シ某犯人ヲ必然感化シ得ヘシト斷定スルトキハ時トシテ惑フコトアラシク實驗ニ徴スルニ決シテ矯正スヘカラサル犯罪人アルヲ免カレス是ニ於テカ何レノ主義ト雖遂ニ圓滿ヲ缺クモノト覺悟セサルヘカラサルナリ
此ニ由テ之ヲ觀レハ諸般ノ主義ヲシテ長短相補ハシメ刑ノ執行上個人的ニ各々宜シキニ從テ斟酌シ得ヘキ餘地ヲ存セシメンコト必要ナリ換言スレハ行刑ノ主義ハ宜シク演繹的ニ行刑ノ實際ニ基キテ之ヲ定ムヘシ行刑ノ實際ヲ理想的ノ主義ニ據リテ規スヘカラサルナリ故ニ中庸ヲ得テ實用ニ適スヘキ行刑ノ主義

ハ究理ニ由ルモノニアラスシテ觀察ニ出ツルモノナ
 リトス嗚呼何事ニアレ主義ヲ一定セント誠ニ難ヒ
 哉就中行刑ニ於テハ殊ニ其然ルヲ見ル立法官及司法
 官ノ刑法ノ主義ヲ明言セサル亦宜ヘナル哉然リト雖
 吾人ハ事ノ難キヲ以テ之ヲ放擲スヘカラス行人岐路
 ニ迷フトキハ速步前進スルヲ得ス吾人ハ須ク實驗ヲ
 重ク閱歷ヲ積ミ以テ確乎不拔ナル主義ヲ一定スヘシ
 予從來泰西ノ學者間ニ行ハル、諸説ヲ抄出シテ講究
 ノ材料トナス

●警吏ノ帶刀ニ就テ

鳥山枕流稿

夫レ一國文明ノ度如何ヲ察シ。其國民知徳ノ發達。
 如何ヲ知ラント欲セハ。其政府カ人民ヲ遇スルノ有
 様ヲ觀ルヨリ善キハナシ。蓋シ政府ハ民度ト消長ヲ
 共ニスルモノニシテ。野蠻ノ人民ニハ野蠻ノ政府ア

キ。埃及ノヒラミツド塔ヲ建テントテ一日二十萬ノ
 人民ヲ二十年間使役シ。シントペイトルヲ建テテ爲
 メ其勞ニ堪ヘスシテ人民死スルモノ三十萬アルニ至
 ラシメタルノ時ナリキ。
 然レモ世運ノ進歩ハ其歸向ヲ同フシ。人民ノ性質日
 ニ温良ニ赴キ。暗殺ハ已ミ殉死ハ絶ヘ決闘ハ廢セラ
 レ殺戮漸ヤク減シテ。平和文明ノ域ニ達セントスル
 ノ今日ニ當ツテハ。其國ノ政府モ昔時施シ來ル暴戾
 苛酷ノ法律ヲ廢シテ。人民ヲ保護懲戒スルヲ專ラト
 シ。磔刑ヲ廢シ斬罪ヲ廢シ更ラニ進ンテ死刑ヲモ全
 廢セントスルノ運ニ達シ。警察官吏ノ如キモ昔時侵
 略者タリ加害者タルノ風ヲ一掃シテ只其目的ヲ未ダ
 害セラレサルニ良民ヲ保護シ未ダ惡ヲ施サ、ルニ兇
 漢ヲ防禦捕獲シ以テ其國民ノ安寧平和ヲ維持スルノ
 點ニ一決シタルハ實ニ文明ノ途上ニ於テ非常ノ進歩
 ナリト云ハサル可カラサルナリ。

リ。文明ノ人民ニハ文明ノ政府アリ。其政府ノ法律
 ノ最酷ナルハ其國民ノ性質ノ兇惡ナルカ爲メナリ。
 其警吏ノ人民ヲ遇スルニ苛酷ナルハ。其國民性質ノ
 暴虐ナルカ爲メナリ。回顧ス。往昔人民ノ性質慍悍ニ
 シテ。暗殺決闘ヲ事トシタルノ時。即チスカンデテ
 ビア人ノ如ク海賊ヲ以テ最モ榮譽アル職業トシタル
 ノ時。若クハローマ人ノ如ク圓劇場ニ比武者ノ鬪死
 スルヲ看テ野獸ノ鬪爭スルヲ看ルカ如ク喜ヒタルノ
 時。若クハセルマンノ田舎貴族カ強盜ヲ以テ生計ヲ
 營ミタルノ時。此ノ如キ時代ニハ其政府ノ有様如何
 ナリシゾ。正ニ是レ其國政府ハ其人民ヲ罰スルニ火
 刑水刑ヲ用ヒ磔刑拷問ヲ行ヒ苛酷暴戾到ラザルナ
 ク。チレンシ國ノ官吏ノ如ク警吏ハ人民ノ保護者ニ
 アラスシテ寧ロ侵略者タルノ時ナリキ。アツシリヤ
 國ノ如ク人民ヲ以テ政府ノ所有物ナリトシタルノ時
 ナリキ。若クハバグダツト市ニ人頭九萬ノ尖塔ヲ築

既ニ此ノ如ク政府ノ職ハ人民ヲ保護シ警察ノ目的ハ
 惡漢ヲ防禦捕獲スルニ在リトスレハ。其警吏タル者
 ハ人民ヲ遇スルニ其目的ニ合スルノ手段ヲ執ラサル
 ヘカラス。其武器ヲ用ユルニモ其手段ニ適スルノ器
 具ヲ撰ハサル可カラス。若シ夫レ然ラス其手段單ニ
 惡漢ヲ捕獲スルニ在ルヘキニ却テ人ヲ殺傷スヘキ器
 具ヲ用ヒ。其目的消極自衛ノ點ニ在ルニ却テ積極攻
 撃ノ手段ヲ用ユル如キアラバ。是レ警察ノ本旨ニ悖
 ルモノナリト云ハサル可カラス。殊ニ我國民ハ其性
 質温良ニシテ寧ロ卑屈ノ譏リハ免カレサルモ決シテ
 慍悍ノ性アルナク。寧ロ奴隸ノ嫌アルモ決シテ反逆
 ノ行アルナク。世界人民ノ中最モ御シ易キノ民ナリ。
 故ニ其警察官吏タルモノ之ヲ保護防衛スルニ於テ最
 モ便利ヲ有スルト云ハサル可カラス。
 然ルニ獨リ性シム我國ノ警察官吏カ常ニ帶スルニ刀
 劍ヲ以テスルハ何ソヤ。夫レ此ノ刀劍ハ之ヲ稱シテ

論說

捕獲的ノ器具ト云フ可キ歟。抑モ將タ之ヲ殺傷的ノ器具ト云フ可キ歟。夫レ器具ノ用法ハ其性質ニヨリテ變セサル可カラス。球ハ之ヲ投セサル可カラス。琴ハ之ヲ彈セサル可カラス。弓ハ之ヲ彎カサル可カラス。銃砲ハ之ヲ放射セサル可カラス。然ラハ今日ノ刀劔ヲ帶フル警吏ハ其器具ヲ用ユルニ消極捕獲的ノ手段ヲ用ユルト云フ可キ歟。抑モ將タ積極殺傷的ノ手段ヲ用ユルト云フ可キ歟。吾人ハ是ニ於テ警吏ノ帶刀ヲ廢スヘキ所以ノ理由多キヲ見ルナリ。夫レ刀劔ノ性質タル攻撃ニ便ニシテ防禦ニ便ナラス。殺傷ニ利ニシテ捕獲ニ利ナサルモノナリ。然ルニ今ヤ消極捕獲ノ目的ヲ達セント欲シテ却テ之ニ用ユルニ殺傷攻撃ノ具ヲ以テス。是レ其目的ニ反スルモノニアラサル歟。況ンヤ其用法ノ弊タル枚擧スルニ勝ユ可カラサルモノアリ。試ニ假定セヨ。茲ニ一個ノ惡漢アリ就テ之ヲ捕ヘントセンニ。之ヲ手ニ

サルニ於テテヤ。是レ警吏ノ帶刀廢ス可キ所以ノ第一理由ナリ。
夫レ衣冠束帶ハ人ヲシテ禮讓恭敬ノ念ヲ發セシメ。甲冑武器ハ人ヲシテ殺伐驕傲ノ念ヲ發セシム。我國封建ノ制ヲ距ル僅カニ二十餘年。人民ハ猶ホ刀劔ノ鏘然タルヲ聞キテ思ハズ畏縮スルノ今日ニ於テ。其警吏トナルモノ多ハ昔日ノ帶刀武士タルノ今日ニ於テ。警吏ニ帶ハシムルニ刀劔ヲ以テス。一方ニハ良民ヲシテ漸ク生起シタル獨立ノ氣象ヲ萎縮セシメ。他方ニハ警吏ヲシテ再ヒ昔時封建武士ノ傲慢ナル風ヲ興サシムルガ如キハ是レ明政府ガ其職ヲ盡ス所以ニアラザルベキナリ。其人民ヲ遇スル所以ニアラザルベキナリ。是レ警吏ノ帶刀廢スベキ第二理由ナリ。是故ニ警吏廢刀ノ論ハ昔日ヨリ識者ノ唱フル所トナリ。今日ニ至リテハ漸ヤク其勢焰ヲ増シ。第二期ノ帝國議會ニハ之ヲ議會ニ提出スルモノアラフトスト

論說

テ捕ヘンカ惡漢ノ兇器ヲ持スルヲ如何。之ニ刀劔ヲ用ヒンカ惡漢ヲ殺傷セサル可カラサルヲ如何。一呼一吸ノ間之ヲ殺傷スルハ寧ロ遁逃セシムルニ勝レリトノ念ヨリ終ニ勢ノ越ク所其ノ生命ヲ奪ハサル可カラサルニ至ル。豈ニ恐ル可キニアラスヤ。是レ警吏ノ帶刀廢ス可キ所以ノ第一理由ナリ。兇器ヲ防クニ兇器ヲ用ヒ暴行者ニ對スルニ暴行ヲ以テシ。警吏ハ惡漢ノ刀劔ヲ防カンカ爲メニ刀劔ヲ帶ヒ。惡漢ハ警吏ノ刀劔ヲ防カンカ爲メニ刀劔ヲ用ヒ。其勢ノ馴致スル所遂ニ止マルヲ知ラス。惡漢ノ所行固ヨリ物ノ規ス可キナシ。堂々タル一國ノ警吏ニシテ偶々二三ノ惡漢刀劔ヲ用ユル故ニ一般ノ刀劔ヲ帶ハサル可カラストセハ。何ソ其國民ニ對シテ重キヲ持スル所以ニアランヤ。況ンヤ若シ一度ヒ警吏カ刀劔ヲ帶フルヲ廢スルニ至ラハ之ニ從フテ惡漢モ兇器ヲ用ユルノ風ヲ減スルノ傾キアルハ疑フ可キニアラ

カ聞ク。然レ凡如何シテ之ヲ改良ス可キ歟。何物ヲ以テ之ニ換ユ可キ歟。之レ實ニ困難ナル問題ナリ。西人曰ク人性須臾モ説ナカル可カラズ。故ニ正説ナキトハ妄説スラモ信用スルニ至ルト。眞ニ然リ。警吏ノ帶刀ノ不可ナルハ天下之ヲ知ル。而メ今日ニ至ル迄廢刀ノ運ニ至ラザルハ只ダ夫レ之ニ換ユルノ良器ヲ發見セザレバナリ。若シ幸ニシテ刀劔ニ換ユベキ一大良器ノ發明セラレバアラバ誰レカ又之ヲ採用スルニ躊躇ス可キヤ。聞ク某々ナル者頃日鈎ナル武器ヲ發明シ。既ヲ特許局ヨリ專賣權ヲ得テ汎ク世上ニ販賣スト。又聞ク此ノ鈎ナルモノハ合シテハ鈎トナリ分レテハ鈎トナリ以テ刺スベク以テ捕フ可ク長短自在分合自由ニシテ人ヲ防禦捕獲スルニ於テ最モ便チ有シ。殊ニ尋常ノ刀劔ノ如ク其用法ヲ學ブニ數年ノ習練ト無數ノ痛苦ヲ要スルノ煩ナク最モ簡易輕便ニシテ。又其價ノ如

キモ刀劍ニ比スレバ僅カニ三分ノ一ニ當ルト。是豈世人ガ永ク冀望シタル警吏ノ刀劍ニ換ユヘキ一大兵器ナルナカラン歟。

是ニ於テ吾人ハ切ニ當局者ニ望ム。武器驟然人民ヲ戰慄セシムベキ封建武斷的ノ時代ハ既ニ過ギ。平和的保護ハ警察最終ノ目的トナリタル今日ニ當ツテ。警吏廢刀ノ論漸ク勢ヲ増シ只之レニ換ユルノ兵器ナキヨリ已ムヲ得ズ刀劍ヲ用ヒ來レル今日ニ當ツテ。幸ニ此ノ兵器ノ發明セラレ、アリ。宜ク其利害ヲ研窮シ得失ヲ試験シ。若シ果シテ其便ナルヲ見バ速カニ奮フテ此野蠻ノ遺風タル殺傷ノ誘惑物タル刀劍ヲ廢シ。之ニ換ユルニ此ノ鉤ナル器具ヲ用ヒラレソフヲ。希望ノ至ニ堪ヘザルナリ。

翻譯

繁ニシテ閑散自適宵旰ノ勞ヲ息ヒ給フヘキノ暇ナキ迄立至リタルヲ以テ臨幸御見合セノ事アリタリ然レ

ル「ジャヤン、ヴェニンク」氏ノ所在ナル「レイシユルハートル」ハ例外トシテ十五年ノ間毎年一兩回ノ臨幸アリ時有テハ一週間内ニ二回マテ臨御アリテ氏ト食卓ヲ共ニシテ御遊アリタリト云フ「ヴェニンク」氏モ亦其日記中ニ左ノ記事ヲ載セタリ曰ク千八百十九年五月五日（月曜）「ゴボー」氏ヨリ封緘ノ一個ヲ領收ス中ニ十二月以前皇帝陛下ニ奉呈セシ意見書ノ寫アリ其中諸監獄ヲ巡覽スル爲メ一委員會ヲ編成セント主張シタル案中ノ條件ハ陛下ノ批准ヲ得又他ノ完全ナル改良法施行ニ關スル案件ハ目下見合サレルヘカヲサレノ旨ヲ記セリ翌火曜日十一時皇帝陛下勅使ヲ發シ午後親臨アルヘキノ旨ヲ傳ヘラル果シテ午後二時十五分陛下單身ニシテ臨幸アリ余カ兄氏ハ陛下ニ迎謁シ余ヲ延テ陛下ニ進見ス陛下余カ手ヲ執リテ

翻譯

六

●聖彼得堡監獄改良會創立者「ヴェルター」氏ノ小傳（前號の續キ）

千八百十八年莫斯科ノ宮庭ニ滯留スル間氏ハ「ガリチーヌ」親王ヨリ舊都ノ諸監獄ヲ檢察スヘキノ懇命ヲ受ケタリ氏ノ記行稿ヲ脱スルヤ「メスチニスギ」内親王之ヲ嘉ミシ給ヒ乎自カラ之ヲ露語ニ譯述シ皇帝御發策ノ日取前ニ觀覽ニ供セントテ日夜拮据之ニ從事シ給ヘリ氏ノ改良設計ニ對シテ採用ノ初步ヲ開キシハ實ニ千八百十九年ノ春ニ在リ。帝ハ万機ノ餘暇ヲ以テ寵幸優渥ナル家族ノ邸ニ臨幸マシマス。此上無キ樂ミトセラレタリ「ジニニツレル」氏曰ク帝ハ臨幸ノ際送迎萬端國王ノ儀式ヲ用ヒス一個ノ賓客、朋友ニ應接スルカ如クスヘシトノ旨ヲ傳ヘラレ親シク家事上ノ談話ヲナシ其婦人ノ産國多クハ日耳曼ナルヲ以テ其家政上ノ秩序景況如何ヲ親驗スルヲ樂マレタリ其後帝ハ諸方ヨリノ奉迎頻

曰玉ハク足下ハ佛語ヲ談セスト雖モ朕ニ對シテハ遠慮スルナカレトテ徐カニ御着坐アリテ快談アリ余カ記行日抄ヲ讀ミ愉快言フヘカラスト曰玉ヒ又「ガリチーヌ」親王ト共ニ余カ計畫ヲ實施セントスルノ意ヲ示サレタリ。頃アリテ陛下ハ建築雜形ヲ一覽シタシトノ御意アリケレハ之ヲ拜供セシニ陛下ハ之ヲ稱揚セラレ又余ニ向ヒテ足下ノ既ニ朕カ手許ニ呈出シタル設計案ニ比較シテハ朕ガ實施セシ改良ヲ如何ニ思考スルヤトノ下問アリ是ニ於テ余ハ奏スラク雜形ハ十九年間典獄ノ事務ニ當リ實際上ノ經驗ヲ積ミタル某氏ノ意見ニ據リ調製シタリ陛下御所有ノ圖面ハ最モ監視上ノ便利ヲ確實ニセリ而テ雜形ニハ當國ノ氣候ニ必要ナル温度ニ付特別ナル利益ヲ與ヘタリ故ニ双方ノ長短ヲ取捨シテ建築シ給ヘハ驚嘆スヘキ監獄ヲ都下ニ起スヲ得ント帝ハ御満足ノ模様ニテ一監獄ヲ建設スルニ

翻譯

七

編譯

資金ノ竭乏ハ無カルヘシト言玉ヘリ尋テ諸圖面ヲ御批アリテ余カ英語ニテ記載シタル雛形ノ文字ヲ通讀アリツ、余ニ向ヒ掛出シ椽ハ寒冷ナル甘度ノ流通空氣ニ暴露スヘキヲ以テ露國ニハ不適當ナリ莫斯科ノ大監獄ハ殆ト雛形ト同一ナル圖面ニ準シ建築セラレタリトノ仰セアリ余ハ乃チ目今莫斯科大監獄ニ級別モ服業法モアルヲナシ四人ヲ或ル有益ナル作業ニ供用セラシムル、ニアラズバ眞成ノ事業ハ之ヲ施行スルヲ能ハサルヘシト答ヘ奉リ又夫ヨリ余カ非常ニ奮發力ヲ興起セシハ全ク露國ニ在ルノ意ヲ陳ヘテ帝ヲ拜謝セリ帝ハ又余ニ向ヒ微恙ノ如何ヲ御尋アリケレハ余ハ既ニ全瘥ノ趣ヲ申上ケ且ツ病中ハ數回御慰問アラセラレタルノ感謝ヲ陳ヘ奉ル尋テ一同共ニ小卓ニ列セラル乃チ皇帝陛下「グエニンク」夫人「ジャン、グエニンク」氏及余ト四人俱ニ牛ノ冷肉羊肉ヲ分チ倫頓麥酒ヲ以テ獻酬シ畢ハツテ有用ナル談話ニ移リシニ帝

ハ宗教社會ト俗社會トノ懸隔霄壤モ嘗ナラスシテ俗社會ノ心ヲ留ムルニ足ラサルノ聖旨ヲ漏ラシ給ヘリ余カ兄氏ハ「イザク、ニートン」氏ノ易簧前ニ演ヘラレタル左ノ如キ述懐ヲ申上ケタリ其語ニ曰ク「余カ一生ハ譬ヘハ猶ホ海濱ニ遊戯スル兒童ノ時々麗滑ナル砂石若クハ通常ヨリモ色澤アル貝殻ヲ見出スヲ以テ樂トナシ而シテ眞理ノ大海前ニ開ケテ望洋際ナキヲ知ラサルカ如シ」

帝ハ御滿悅ノ様態ニテ余ニ向ヒA、G、ノ兩氏莫斯科ヲ出發セシヤ分袂以來兩氏ノ通信アリタルヤトノ御尋アリ且余ヨリ音信ヲ發スヘキ際ニハ朕カ好意ヲ致シ吳タシトノ仰セアリテ「グエニンク」夫人ノ手ニ接吻シ兄氏及余カ手ヲ握リ雛形一覽ノ爲メニ參リシカ意外ニ面白キ談話ヲ聽聞シタリトテ龍顏麗ハシク還御ニ相成リタリ時正ニ三時三十分

「ゴーチェ、グエニンク」氏ノ日記ニ言ヘルアリ曰ク千

八百十九年六月十七日皇帝ハ余カ兄弟ヲ挈ヘ野外ニテ茶會ノ御遊アリ同月廿三日復同會ノ催アリ一夕余モ亦兄氏ノ邸ニテ陛下ニ茶譚ニ陪スルノ榮ヲ得タリ

「グエニンク」氏ノ改良計畫ハ倍々幸運ニ向ヒタリ五月十四日ノ日記ニ曰ク余ハ「メスチニススキー」内親王ノ馬車ニ馳乘シ相俱ニ有名ナル將軍「クローリー」氏ノ令嬢「トルスタ」夫人ノ「グランケ」邸ニ抵ル夫人性情惻惻シテ有爲ノ氣象アリ余ニ語ルニ既ニ都下大監獄ノ女囚ヲ巡檢セント諸監獄ヲ回覽スルノ目的ヲ以テ婦人會ヲ組織セントスルノ企望トナシテシタリ余大ニ悦ビ余モ亦同感ニシテ本日ノ參邸ハ正ニ其計畫ヲ組成スルニ在リシヲ告グ且ツ自由ケ間敷モ夫人ノ名ヲ既ニ會員簿ニ記載セシヲ陳ヘタリ夫レヨリ三人(内親王、「トルスタ」夫人及余)同車ニテ第三街ノ貧女院ヲ訪フ該院ニハ十二名ノ不幸

ナル老女之ニ住シ衣食一切皆「トルスタ」夫人及其他五名ノ貴女ヨリ醸出スル費金ヲ以テ之ヲ支辨セリ

氏ノ事業ヲ完全ナラシメントスルノ熱心ハ右ノ如キ同趣旨ナル計畫ヲナス人物ノ外了解シ得ル者ナシ然レモ大帝國ノ首府中ニ罪囚保護會社ヲ設立セント欲スル志望ノ實行セラレントスルノ日ハ近ツキ來リタリ皇帝モ亦該計畫ニ御注意ヲ向ケラレ六週日間詳細ニ規則案ヲ檢覈アリテ若干條項ヲ改正アリタリ其後皇帝「アルカンセル」ニ行幸アリシカ萬民ヲ視ルニ慈母ノ愛兒ニ於ケルカ如ク各所ノ病院監獄ヲ巡覽アリテ還幸アリタリ尋テ千八百十九年十月十一日保護會社ノ開業式ヲ舉行セシカ「ガリナトス」親王勅命ヲ以テ會長ニ任セラレタリ同日釀金簿ヲ開キシニ立ドコロニ九千「ルーブル」ヲ得上下貧富ノ區別ナク日々喜捨ヲ申込ム者衆ク數週ニシテ二萬五千「ルーブル」

編譯

九

ノ下付アリタリ此際「ヴニング」氏ハ書キ友人ニ寄セテ曰ク（余ハ我倫頓會社ノ然カク盛大ナルヲ賀ス然ルニ其隆昌如何ニ關セズ當露國ノ蹤跡ヲ追フテ以テ満足セサルヘカラス我英國ハ實ニ保護會社ノ唱首タリト雖氏余ハ恐ル年齒ノ衰頹老脚蹣跚トノ退却シ了ラン事ヲ）ト然リト雖氏賞金ハ未ダ必ズシモ疾走ノ人ノ爲メニアラス而シテ最短ノ徑路ハ未ダ必シモ迅速ニ人ヲ其目的ニ導カス

監獄改良ノ爲メ當初英國ニテ遭遇セシ困難ハ議テ後來ノ利益ト化シ來レリ嗚呼昇天ノ勞ハ屑一屑ヨリ輕減シテ歩々安全トナリ了ル之ニ反シテ初メ齊一容易ナル駈歩ハ沼澤ニ遭フテ躊躇シ歩々艱難危殆ヲ發生スルニ至ル今日迄幾多ノ時間、人力、思想ヲ竭盡シタルノ事業家ニシテ堅忍不拔ノ氣力ナク一度其志願ヲ過ツモノナラバ其懷抱スル後來ノ屬望モ盡ク盡餅ニ歸ジテ止マンノミ

（未完）

一層深キヲ致セリ本問題ハ是時ヨリ純テ學問上ノ研究ノ狹隘ナル範圍ヲ脱シテ廣闊ナル實際問題ノ境域ニ入り新聞之ヲ論シ著書之カ爲メニ出ツルニ至レリ其選舉ノプログラム及演說ニ貴重ナル材料ヲ與フルニ至ルノ日モ亦恐クハ遠キニアラサルヘシ

既ニ龍動ニ開キタル第一回ノ萬國監獄會議（千八百七十二年）ニ於テ左ノ問題ヲ提出スルモノアリタリ曰ク流移ヲ以テ刑罰トスヘキカ果シテ然リトスルトキハ之ヲ如何スヘキカト之ニ關スル討議ハ終決ニ至ラサリシモ其議事ハ吾協會機關第七號（百十二頁以下）ニ之ヲ掲載セリ然レトモ吾人ハ簡略ニ從ヒ單ニ其書名ヲ茲ニ舉グルノミ

ストコクホルムニ開キタル第二回萬國監獄會議ニモ亦左ノ字句ヲ以テ本問題ヲ提出スルモノアリタリ曰ク流移刑ハ如何ナル條件ヲ以テスレハ行刑上有用ナルコトヲ得ヘキカト之ニ關スル八月二十二二十三兩

● 在ルウトドウ井ッヒ シッハルド典獄述

山 上 生譯

再犯以上囚人ノ流移刑ハ之ヲ可ト爲スヤ而シテ如何ナル條件ニ依ルトキハ可ナルヤ

流移刑ハ獨逸國ニ於テハ最近時ニ至ル迄人ノ注意ヲ惹キタルコト少シ蓋シ海外ノ領地及相應ナル海軍ニ乏シカリシヲ以テ此刑ヲ適用スルコト能ハス從テ之ヲ學問上精研細探スルノ要ヲ見サリシナリ甫テ千八百五十九年ニ至リフオン、ホルツェンドルフ氏ノ「古今流移刑及英佛囚人殖民地ノ沿革并ニ刑政上ノ價值」ト題スル有名ナル書世ニ出テタリ氏ノ此傑作爲メニ流移刑ノ理義ヲ擴布シテ世人ノ注目ヲ惹起シタルノ功ハ決シテ争フヘカラサル所ナリ

近年獨逸帝國政府ニ於テ殖民政略ヲ斷行シ爾來益々之ヲ擴張シテ已マサルカ爲メニ其利害ヲ感スルコト

日ノ議事ハ本會議發行ノ印刷物ヲ以テ世ニ公ニセラレタリ

彼ノ討議ノ要領ハヅニッセルドルフノバストル、スヅールスベルヒ氏ノ來因ウエストフアーレン監獄協會第五十一回總會ニ於テ爲シタル演說ニ最簡潔ニ記述シアリ此演說ハ後印刷ニ付シテ公ニセラレタリ

予ハ該書ニ倣ヒテ教授フオン、ホルツェンドルフ氏ノ前顯會議問題ニ就テ報道セラレタル所ノ大綱領ヲ左ニ抄出スヘシ

流移刑ノ適用ニ缺クヘカラサル豫定條件ハ彼ノ斯道ノ博識者ノ所見ニ據レハ規正ナル威化的ノ待遇ヲ施シ能ハシメ且受刑者ノ健康ニ適スル氣候ト遮斷ノ恐ナキ交通トチ有シ并ニ戰時ニ際シテモ充分ナル海軍ノ保護ヲ受クヘキ遠隔ナル殖民地ノ獲得若クハ占有ニアリト流移刑ノ近時ノ刑法ニ於テ跡ヲ收ムルハ實ニ歴史的ノ必要ニ由ルノミナラス亦實ニ自然的ノ必

要ヨリ然ルモノト云フヘキナリ其經理法ノ特ニ他ニ卓越スル所ノ囚人殖民地ハ首トシテ受刑者ノ收容ヲ拒ム諸國ノ列ニ入レリ流移刑ナルモノハ其經濟上及殖民上ノ成績愈々大ナレハ其運命ノ盡クルコトモ亦愈々迅速ナリトス是レ社會上ノ定則ナリ

●大貌列太尼國監獄統計

佛國控訴院代官人 レオン、ラールマン氏述

正員 武田 英 一譯東京

譯者曰本篇は「レオン、ラールマン」氏が英國政府の報告書に據り、大貌列太尼全國の監獄制度を研究し、具さに利害得失の在る所を指摘するものにして、其意蓋し佛國監獄當局者の注意を喚起せんと欲するもの、如し、今其一二を擧ぐれば、曰く短期の刑は罪人を矯正するに足らず、曰く監獄の官吏は其俸給を厚くして其人員を減

し、亦以て我議員「ペランジョ」氏が千八百九十年（我明治廿三年）五月佛國元老院に於て演述したる議論の精確なる一證と爲すべし、「ペランジョ」の言は曰く、夫れ小刑を積集するは即ち益々人の惡を長じて犯罪に陥るゝ所以なり、速かに之を匡救せざるべからずと、余は今報告書の分解剖析を始むるに先ち、聊か英國刑法の大綱を示さんとす、然るに佛國前の監獄局長「ミシヨン」氏嘗て内務卿に報告する所は善く數言にして之を盡せり、其言に曰く、英國に於ては唯二種の自由剝奪刑あるのみ、一は禁錮にして其刑期を二年以上と爲し、一は刑役に於て其刑期を五年以上修身とす、禁錮の刑は地方監獄に於て執行し、（未決の囚徒も亦此地方監獄に拘禁す）刑役の刑は「パブリック、ウォークス、コンヴィクト、ブリアンズ」（公役重罪監獄）と稱する監獄に於て執行す、而して禁錮の刑

すべし、曰く監獄の經費國庫の支辨に歸して、より以來罪囚の數大に減少し、費用も亦多額の節減を爲すに至れり、我國の如き刑法の改正監獄費の支辨に關する問題今方に起れり、當局の士此に鑒る所あらば則ち獨り譯者の幸のみに非ざるなり、

緒言

大貌列太尼國政府が年々其議院に提出する報告書は、能く數葉の紙上に於て全國監獄制度の概要を網羅するものなり、故に余は此に其千八百八十九年（我明治二十二年）の刊行に係る者に據り、具さに之を分解剖析して、以て大貌列太尼國罪人の増減、監獄の費用、囚人作業の收入等に關する重要な事項を述べんとす、今や大貌列太尼國に於ては、高等の司獄官皆な短期刑、施行の害あるを唱へ、到る處之を攻撃せざるは莫

に處せられたる者は刑期を終るまで晝夜分房に置き、最初の一月間は看守の監督に従ひ彼此分隔したる小區劃内に於て、純然たる苦役の作業に服せしめ、而して後ち始めて工業に従事せしむ、苦役の作業は或は風車又は唧筒の起動輪を運轉し、或は計轉器の機關に屬する曲柄を旋轉せしむる等なり、刑役の刑に處せられたる者は最初九月間分房に置き、其後ち特に困勞なる公けの役業に服せしむ、此方法の英國に行はるゝは既に多年にして、流移刑を廢するの今日に於ては益々其擴張を要することゝなれり、

第一章 英倫及び威爾斯

一 地方監獄

通常裁判所に於て刑の宣告を受けたる囚人にして千八百八十八年四月一日より千八百八十九年三月三十一日に至るまで、英倫及び威爾斯五十九の地方監獄に入りたる者の數は左の如し

通常囚人 一五三、九六三
 別に陸海軍兵 一、二二二
 及び負債囚 八、六六四
 入監者總數 一六三、八四九

千八百八十九年三月三十一日には囚徒の現在數一萬四千五百五十八人なり、今之を十數年前に比較するときは、其減少すること極めて著しとす、其原因他無し、即ち千八百七十七年を以て監獄を政府の直轄に移したる結果にして、一般の人口は増加するに拘はらず、囚人の數は年毎に遞減せり、而して地方監獄に拘禁する兵卒の數を問へば、輒近規則の改正有りたるが爲めに往時より著るしく増加せりと云ふ、原註曰千八百七十七年度以來在監人の平均數左の如し、但千八百八十七年一月一日以來は、此數の中に最初の九月間分房に於て刑を受くる重罪囚を算入せず、

一八七六至一八七七年度 二〇、三六一
 一八七九至一八八〇年度 一九、八三五
 一八八二至一八八三年度 一七、八七六
 一八八五至一八八六年度 一五、三七五
 一八八八至一八八九年度 一四、七五八

譯者曰英國に於ては今年四月一日より翌年三月三十一日に至るを一年度と爲すこと全く本邦の會計年度に異ならず、例へば一八八八至一八八九年度は即ち我明治二十一年度に當る、故に此の如き者は以下往々略して一八八八年度と曰ふ

放免囚の救助に關しては一般に放免囚保護會社の名を有する一百許の協會あり一萬七千五百五十九人の放免囚（男一萬三千七百八十五人、女三千三百七十四人）を保護し、且つ千八百八十二年の監獄慈善會に依り、慈善委員の建言を採用し、囚人の爲めに義捐したる數多の寄附金を放免囚に轉用することを許した

り、然れども此轉用は諸種の險害に依り竟に其實行を見るに至らず

地方監獄に於て千八百八十八年度間には流行病を見ることなむ、唯、入監後數日にして瘋癲と爲る者頗る多きは醫師の痛心するところなり、且つ千八百七十七年の監獄令以來財政上に於て非常の好結果を得たり、即ち監獄費の減少すること囚人の減少するに比すれば更に著しとす、左表を以て之を徴すべし、

一八八七至一八八八年度 一五、二一九
 一八八八至一八八九年度 一五、二五五
 一〇、一九六〇〇

此千〇十九萬六千法を細別すれば左の如し

官吏に關する諸種の費用 五、〇五〇、〇〇〇
 囚徒の衣食 一、八七八、〇〇〇
 燈火、薪、水、建築、修繕費 二、二八四、〇〇〇
 諸雜費 九八四、〇〇〇

地方監獄に關する費用は之を重罪監獄に比較するときは稍、少額なりと雖ども、全定額の上に於てを見るときは殆ど其半を占むるを以て、猶ほ頗る額なりと謂はざるを得ず、

原註曰委員の報告は英倫、蘇格蘭、愛蘭各、其体裁を同うせざるを以て彼此全く比較對照するを得ず、地方監獄重罪監獄の報告も亦然り、實に遺憾に堪へざるなり、

囚徒の作業より得る所を細則すれば左の如し

- 一作製品 一、〇七八、五〇〇法
- 二 監獄用の建築 三九六、〇〇〇
- 三 工事見積高
- 監獄内の使役見積高 一、三三三、〇〇〇
- 合計 二、八〇七、五〇〇

報告書の第二部は全く此等作業の細目を示すものなり、故に製作品の條に於ては四人の石工、伐木工、鋳業工、鍛工、靴工、裁縫工、繩工、裝釘工、蓆工、毛氈工、郵便袋工、刷毛工、麻屑の織方、撰り分け方、捲き方等に使役せらるゝを見るべし、

四人の行狀は一般に端正なり、蓋し千八百八十八年度に於て地方監獄に入りし者十五萬八千百十五人にして、其中監獄則違犯の爲め懲罰に處せられたる者は二萬千九百十五人に過ぎず、女囚は其比例更に少し、即ち女囚の數四萬七千五百五十九人にして懲罰に處せられたる者は僅に二千四百二十一人なり

原註曰今懲罰を受けたる男女兩囚を合すれば二萬

ば今單に囚人の總數に付て之を算すれば、再犯以上の者男囚は百人に付き六十六人の比例にして女囚は百人に付き三十四人に過ぎずと雖ども、若し各男女別に其數を論ずるときは、再犯以上の者の夥多なるは男囚に在らずして女囚に在るを見るべし、即ち左の如し (未完)

寄書

●警察官諸君ノ注意ヲ喚起ス

杞憂山人稿

在米國友人ノ一報ニ曰ク或ル時紐約府ノ一巡查現行犯人ヲ逮捕シテ警察署へ護送ノ途中巡查ハ徐ロニ犯人ニ向テ賄賂ヲ納ルレハ此儘放免スヘキコトヲ以テス犯人乃チ其金高チ問フ巡查曰ク金七拾弗ヲ納ムヘシト犯人更ニ巡查ニ向テ曰ク冀クハ五弗ニテ勘辨シ

寄書

四千三百三十六人にして懲罰の度數を擧ぐれば三萬千九百十六度なり、而して其懲罰は數時間に止るものを多しとす、今其懲罰の種類と受罰者の人員を細別すれば左の如し、

手梏鑲鎖	五六	一七三
施体罰	一三五	無
懲罰房	四七〇	一八三
飲食物一部停止	一六、三六二	一、六九六
降等又は特權剝奪	一一、八五四	九八七
合計	二八、八七七	三、〇三九
再犯以上の者に至ては尋常の囚人十五萬三千九百六十三人中男女各々左の如し	男 五四、九九三	八二、九二六
	女 二七、九三三	

此の數は頗る注意するを要するものなり、何となれ

吳レヨト而シテ巡查ハ其不足ヲ責メテ容易ニ許スヘキノ色ナシ然ルニ犯人ハ囊中五弗金ヨリ外所持セカリシニヤ其申出チ聞カレサレハ止ムナク相當ノ罰チ受ケントノ決心ナルカ如シ巡查ハ切リニ脅赫シテ成ルヘク其金額チ増多セント勤メ護送ノ途中ハ全ク此間答チ以テ占メラレ漸ク警察署ノ門前ニ達スルニ及ヒテ該巡查ハ最早ヤ此上ノ策ナキニ斷念シ幾干ニテモ取り徳ト謂ハヌ計リノ顔色ニテ最初犯人ノ申出通り遂ニ五弗金チ取りテ放免シタリ其他此ノ如キ實例ハ米國ニ於テハ決シテ奇ラシカラス甚シキニ至テハ巡查ハ私窩ノ手引チナスヨリ他亦タ用務ナシト評スルモノサヘアリ云々何ソ米國警察ノ腐敗甚シキヤ吾人本邦人ノ思想ニテハ此ノ如キ報道ニ接スルモ殆ン信用シ得サル程ノ事ナリ歐州諸國ノ警察上ノ有様ハ如何ント按スルニ米國ノ如ク甚シキニハ非サルモ英佛獨埃伊ノ各國皆ナ多少收賄的腐敗ノ風行ハ

ナルハナット聞ケリ幸ニ本邦巡查ニ限リテハ未ダ曾テ此ノ如キ腐敗的報道ニ接シタルコトナキハ實ニ吾人ノ欣喜措ク能ハサルトコロニシテ此美風ハ將來トモニ永ク存シ置キタキモノナリ然レトモ人文開明ノ進歩ト共ニ人情ノ輕薄ニ流ルハ數ノ免カレサルモノナレハ本邦ニ於テモ或ハ今後コノ弊風ヲ生ズルニ至ランヤモ計リ難ク之レ實ニ吾人ノ杞憂ニ堪ヘサルトコロナリ殊ニ最モ注意ヲ促スヘキハ政黨ノ勢力彼ノ強大ヲ致スト共モニ町村管區巡查中往々彼政黨員ノ籠絡スルトコロトナルモノナキヲ保セス若シ萬一ニモ此ノ如キ傾向ヲ生スルコトアルトキハ國家ノ安寧上實ニ容易ナラサルコトナリ吾人惟フニ彼ノ東北某縣ノ暴動事件ノ如キハ或ハ既ニ其萌芽ヲ發シタルニハアラサランカ吾人警察ノ衝ニ當ルモノ豈戒心スルトコロナカルヘケンヤ山人ハ此事ニ關シ少シク意見ヲ有スルヲ以テ他日將ニ本紙上ニ於テ論述センコト

凡ソ戒護ノ事務ニ從事スル者ハ専ラ監獄ノ靜謐ヲ保持シ戒護ヲ嚴密ニシテ在監人ノ逃逸、火災ノ危險等ヲ豫防スルノ義務アルモノナレハ事微細ニ涉ルモ苟クモ戒護ノ部分ニ涉ルコトハ輕々ニ看過セス須ク細聽側聞以テ能ク隱微ヲ摘發シテ戒護ノ任ヲ盡スノ心掛アルヲ要シ又戒護者ハ相互ニ同心協力シ誠實ニ其職務ヲ盡シ私意ヲ挾ミテ公務ヲ怠却スルカ如キコトナキヲ要ス交代時ニ在テハ最モ此心ヲ存セトルヘカラス若シ被交代者ニシテ其勤務中見聞セシ事項ヲ隱蔽シテ交代者ニ告知セサルコトアラハ交代者ハ其交代前ノ出來事ヲ知ルニ由ナク爲メニ戒護上ノ注意ヲ缺クニ至ラン萬一ニモ如此事實アリトセンカ獨リ一己人ノ環護ニ止マラス延ヒテ監獄全体ノ靜謐ヲ害ス所謂蟻穴ノ土堤ヲ崩壞スルノ古諺ニ洩レサルナリ恐レサルヘケンヤ故ニ交代時受授ノ精練ハ忽チ戒護上ニ大影響ヲ與フルヲ以テ最モ慎重ヲ要スルナリ是レ

トチ期スルモ不取敢先ツ當路諸君ノ注意ヲ促シ置クコト然リ

雜錄

●看守刑授試作(承前)

門外漢稿

六 交代時ノ心得

交代ハ甲者其勤務ヲ終リテ乙者之ニ代ルヲ云フ交代時ノ受授ニシテ環瑾ナキヲ得ハ甲者ハ始メテ其勤務ヲ全フスルニ庶幾シ而シテ甲者ハ勤務中見聞セシ要件ヲ乙者ニ告知スルノ勤務ヲ有シ乙者ハ甲者ト交代スルニ於テ手落ナク甲者勤務中ノ出來事其他注意ヲ要スヘキ事項ヲ充分ニ聽得シ以テ自己ノ勤務ヲ補益スヘキノ責アルモノトス交代時ノ心得甲乙兩者ニ取テ最モ謹慎ヲ要スルモノタルナリ

交代時ノ心得ヲ以テ戒護事務中ノ一要件ト爲ス所以ナリ要スルニ公務執行上ニハ一己人ノ私意怨恨ヲ棄却シ一ニ注意ト誠實トヲ以テ事ニ臨ムヲ肝要トス戒護ノ局ニ當ル者ハ別テ慎マスンハアルヘカラス因テ試ニ交代時ニ必要ナル事項ヲ左ニ列記シテ當局者ノ參考ニ供セント欲ス

- 一 交代者ハ交代時限十五分前ニハ必ス特定ノ場所ニ集合シ看守長ノ點檢指揮ヲ受クヘシ
- 二 交代時限ハ精確ニ遵守シ遲怠スヘカラス
- 三 交代者來レハ互ニ禮ヲ爲シ畢テ見聞事項ノ告知ヲ爲スヘシ
- 四 勤務中見聞セシ要件及特ニ注意ヲ要スヘキ事項ハ遺漏ナク交代者ニ告知スヘシ
- 五 私意ヲ挾ミ引繼キ又ハ言繼クヘキコトヲ故ラニ隱蔽シ又ハ忌避スルカ如キコトアルヘカラス

六 門監タリシ者ハ來署者ノ人員姓名等ヲ被交代者ニ告知シ尙ホ退署セサル者アレハ其旨ヲモ告知スヘシ

七 門鑑札ハ交代ノ際其員數ヲ改メ受授ヲ爲スヘシ

八 立番所ノ被交代者ハ其哨舍内ヲ仔細ニ檢査シ若シ破損等アルキハ被交代者交代者ト連署シテ看守長ニ申告スヘシ

九 歸署ノ上勤務中見聞セシ事項ヲ看守長ニ申告スヘシ

十 凡ソ申告若クハ告知ヲ爲スニ當テハ修飾スルコトナク専ラ直實ヲ旨トシ私情ヲ以テ愛憎偏倚ノ廉アルヘカラス

●賭博犯ニ付テ一疑アリ

龍 眠 逸 史稿

金錢ハ神、所有權ハ不可侵ナリ、金錢ヲ所有スル者

後舉證ノ難キカタメナリト云フ然レモ吾人ハ思フ犯證確精ナラサル者ハ宜ク證據不充分ヲ以テ無罪タラシムヘシ舉證ノ困難ナルハ犯罪ノ成立ヲ妨クル者ニアラスト且夫レ本犯ヲ罰スルハ現行犯ニ限ルトセハ下流社會ニ發覺シ易ク上流社會ニ發覺シ難キノ弊アリ蓋シ上流社會ニ賭博ヲナスモノハ絶無ナリ期スヲ得ヘシトスルモ架空ノ想像ヲ以テ假ニ之ヲナス者アリトセハ尊貴崇拜ノ人情ヨリシテ當路ノ者其現場ニ侵入スルト百ニ一モナルヘシ而シテ此斷定ハ事ノ實際ニ於テ迂濶ト稱スヘカラサルヲ如何セシ是ヲ以テ本犯ヲ罰スルハ現行ノ際ニ發覺シタル場合ニ限ルハ當ニ道理必要ニ於テ不當ナルノミナラス實際上法律適施ノ不公平ヲ免レサルナリ

賭博犯ハ發覺ノ時如何ニ拘ハラス之ヲ罰スヘキハ既ニ說ケリ若シ夫レ其所爲ヲ行フ場所如何ニハ關セサルヘキ乎換言スレハ公然ノ場所ニ於テ賭博ヲナス者

ハ之ヲ消費シ之ヲ増殖シ若ハ以テ偶利ノ商業ヲ營ムニ於テ無上ノ萬能力ヲ有ス、然レモ之ニ超越スヘカラサル界線アルヲ注意セサルヘカラス、今夫レ金錢財物ヲ賭シ博奕ヲナス者ハ輒々罰セラル何カ故ニ罰セラル、ヤ風俗ヲ壞亂スレハナリ何チカ風俗ヲ壞亂スト云フ賭博ノ流行ハ人民チシテ一時ノ僥倖ヲ專冀シ偶然ノ利得ニ汲々乎トシテ精神チ此一方ニ傾ケ怠情ニ流レ産業ニ傾リ其害惡遂ニ社會ノ衰微ヲ致スヘケレハナリ故ニ本犯ノ罰否ハ學者間異議ナキニアラサルモ國家經濟上之ヲ罰スルハ必須ノ事トナス既ニ之ヲ罰スルノ必須タルヲ認ムレハ必ス萬民一律ニ罰セサルヘカラス然ルニ我刑法ハ常時賭場ヲ開張シテ以テ利ヲ圖ルモノ、外ハ現行犯ノ場合ニ發覺セスンハ之ヲ罰セストセリ吾人於是乎感フ夫レ風俗ヲ壞亂スルハ賭博其事ナリ固ト發覺ノ時如何ニ關スヘキニアラス論者或ハ本犯ノ非現行犯ヲ罰セサルハ蓋シ日

モ隱秘ノ場所ニ於テ賭博ヲナス者モ共ニ之ヲ罰スヘキ乎吾人論ナクンハアラス前既ニ云フ如ク本犯ハ風俗壞亂ノ患害アルカタメ之ヲ罰スル者ニシテ則チ其犯者自身ヲ懲戒スルハ勿論寧ロ重モニ他人チシテ之ニ感染セシメサルカタメニ處罰スト云フモ敢テ不可ナキナリ故ニ本犯ハ隱秘ノ場所ニ之ヲ罰スルノ必要ナク其之ヲ罰スルハ公然ノ場所ニ於テシタル時ニ限ルヲ要スヘキナリ更ニ語ヲ進メテ言ハ、隱秘ノ場所ニ於テ賭博ヲナスモノハ蓋シ相互ノ合意ヲ以テ自己ノ財產ヲ處分スルニ過キス法律ハ此私事ニ干渉スルヲ須ヒサルヘキナリ

以上縷陳スル所ニヨリ吾人ハ下ノ數言ヲ以テ本論ヲ終ラン曰ク公然ノ場所ニ於テ金錢財物ヲ賭シ博奕ヲナス者ハ發覺ノ時如何ニ關セス之ヲ處罰スト今ヤ我國刑法改正ノ時期ニ到來セリ而シテ改正案第二百七十三條ニ於テ尙ホ現行法ノ如ク現行犯云々ノ文字ヲ

存セリ吾人カ我國法制ノ純一ヲ欲スルタメ本論ヲ草スルハ實ニ止ヲ得サルニ出タルヲ知レ

●犯罪人(承前)

山東 隱士

氏ハ全然先天主義、進化主義、實利主義ノ人ナリトスロ氏ノ人類學的講究ハ他ノ二學科ノ爲メニ顯著ナル支持ヲ獲タリ之ヲ實際心理學及統計學トナス而シテ實際心理學ハ意思ノ自由ナルモノアラストナセリ
人の世は 情火のために まはさるゝ 獨樂の如くに めくれども 絶へて意思てふものはなし 情火はもとこれ 幻 妙 の 天則なれば 道 徳 に論ふべきものならじ されば此世になからへて 人の面をかつきぬるその輩の

行 ひ にかなる罪の ありども いかてかそれを 咎むへき 意思てふもの、なき人の世は

此所見ハ統計學同盟者トナシ得ヘシト信セリ而シテ統計學モ既ニ數十年來外形上ハ放恣ナリト見ユル人ノ所行ニハ一定ノ法則アルコトヲ證明スルナリ殊ニケットレー氏有名ノ鐵製犯罪豫算ナルモノヲ調製シテ以來然ルナリ

此難問題ハ僅ニ茲ニ一言スルニ止ムヘシ予ノ一私見ハ前者ノ學說ニ對シ略ホワールベルヒ氏ノ所見ニ同シト雖厄子ハ茲ニ之ヲ詳論スルニ違アラサルヲ憾ム要スルニ予ハ新學說ノ幾千年來ノ道德論ヲ排斥シ得ベシトハ信セサルナリ而シテ統計學ニ就テハフォン、オヨツチンゲン氏ニ同意ナリ惟フニ絶對的ノ自由トテハアラサルヘシ然レトモ受刑能力ノ比較的原則ナキニアラス故ニ今此意義ヲ擴充スレハ吾人ハ素ヨリ洪

大無邊ナル宇宙間ノ數タルニ過キス然レトモ亦零ニハアラス數ナリ自ラ價ヲ(少クトモ一部分ハ)決定シ得ベキ所ノ數ナリ

フェルリー氏ハ意思ノ自由ヲ嚴ニ無キモノトシ但犯罪ノ消長ニハ何物ニテモ刑事上ノ立法ニ優ル作用アルコトヲ證明スルトコロノ統計學ヲ終始利用シツ、一個ノ年少伊太利人タル絶大ノ熱心ヲ以テロンブロー氏ノ理想ヲ益々發達シ且種々ニ修正セリ即チ氏ノ試験ハ僅ニ犯罪人ノ一小部分ニ適スルモノト認メ由テ之ヲ種々ノ分類ニ區別セシチ必要ナリト言明セリロンブロー氏及フェルリーノ門ヲ叩クモノ多ク全然一派ヲ成スニ至リ其門下ニ於テハネアーベルノ檢事ガロフフロー氏巍然頭角ヲ顯ハセリ

●德川時代司法警察一斑

司法警察とは何ぞや今の刑事訴訟法中家宅捜

索、犯所臨檢、物件押收等其要用なるものとす夫れ刑法は刑事訴訟法の活機運用を待て然後妙用を爲すと猶ほ民法の民事訴訟法に於るかことし然るに德川氏の世に在りては刑法刑事訴訟法未だ判然分離せず刑法中に訴訟法あり訴訟法中に刑法あり故に此編は其混同中に就て刑事訴訟法即ち司法警察に近きものを抜録するに過ぎざるのみ因て編中純粹の刑法に涉るものなきを保せず請ふ看官之を了せよ

●寛永五年六月廿日(二代將軍家光)

御法度被 仰渡

人を切者有之は其屋鋪の者に出合何方迄も追掛留置刀脇差を取子細を相尋奉行所迄可注進若刀脇差不出住居候は討殺候とも不苦候右之者追掛候者其先々の屋鋪より急度出合可留置候晝夜に不限屋鋪の前にて人を切候を不知に於ては其屋鋪の番人可

爲油斷候

秋山修理亮
宮城甚右衛門

●全六年正月十八日

松平中務太輔忠知か所領豫州松山に水無又兵衛と云者山賊強盜の盜者并郷民等を相語其勢千計起一揆在々所々へ押入々々財寶を奪取兵糧雜穀を掠擄代官難制之不叶蒲生源左衛門町野長門守梅原彌左衛門等卒兵士馳向散々に追崩し其張本人又兵衛を生捕掛礙云々

●全十年七月

評定所之壁書拔錄

田畠野山等隱置訴人之事御褒美可被下之隱置輩は或死罪或過料可隨科輕重事

●全十一年九月

竹中采女正伊豆守切腹す其故は竹中長崎の奉行也其頃自堺長崎へ來り居する福人に平野屋三郎右衛門

一公事ノ輩非儀有之者共送賄賂或は求内縁其上ニ

テ公事仕ル時十分之理者負ニ被 仰付候依之

長崎ノ公事事ハ以道理不勝以金銀勝ト所之者申

候於長崎御尋候者分明ニ知レ可申事

一去々年唐船着岸之砌前代未聞之柄鯨渡リ候親粒

并走り十七ニテミ次第チ不亂地大ニシテ無類ノ

鯨也町年寄諸役人

公儀へ可差上之由申ス處ニ采女正殿仰候ハ前代

ニモ斯鯨ナク以來トテモ有間敷ト申ス然ニ此鯨

チ差上ハ已前モナトカ加様ノ鯨渡ラサル事有マ

シ所ノ者隱シ置可爲私用ナト御穿鑿可有然時ハ

汝等無科可蒙科其トテモ可差上哉ト被申候故役

人正恐之然ハ兎モ角モ可然様ニ御計ヒ可有ト申

上ル時此上ハ必此鯨ノ事沙汰仕ルヘカラストテ

采女正殿御取置候事
一采女正殿吾儘被遊美女トクニ聞給ヒテハ長崎中

と云者かれか抱置し目掛女を瑠璃と云しか無双美女也采女正聞及て強て所望すと云ども平野屋不肯其後ち便を以て云ふ吾に與る事不叶は暫く可雇酒宴して可返遣と云て押て迎の者を遣す三郎右衛門は權威に恐れ無辭詞是非なく遣なから御酒宴の後可返給と申す其後雖經三五日不戻或夜彼女夜中乘堀逃竹中之館來三郎右衛門之方平野屋大ニ悦ヒ兎角在當處不可叶打捨財寶俱女走堺之方采女正大に怒り三郎右衛門カ兄捕平野屋二郎兵衛稱三郎右衛門カ人質則令籠舍音通ならん等悲之一族三郎右衛門を追掛於路次追詰奪取彼女三郎右衛門を追放送彼女を采女正方於是二郎兵衛自籠出て遁難三郎右衛門は雖爲富人財寶を捨長崎は追放せられ一族不通たるに因て身貧く成流浪して來江戶一通の目安を奉行處に捧く其趣者

一采女正殿私欲多臨時ノ貨物ヲ御取被任我意候事

ノ町人妻女娘ノ嫌ナク平ニ所望被成目掛ニ被成

候其縁者ノ輩ハ取入己カ欲ヲ構ハ様々ノ願ヲ叶

ヘ或ハ己惡アレハ僞リ讒言仕ル故ニ無過シテ過

チ蒙リ身躰ヲ崩ス者多御座候依之町人恐五節句

八朔其間々金銀ヲ進シ候也

公儀納ル物之内能物ヲ撰取所ノ者ニ御賣被成候

故ニ金銀藏ニ充滿シテ有之候被遣御檢使御僉議

被遊候者隱有間敷事

一去年之春私召仕之妾可致進上由御所望候へ正某

事無妻女彼女ヲ妻ト仕リ候故御免可被下旨度々

御訴訟申上候處ニ重テ御人大勢被遣御酒宴ノ相

手ニ可被成候間暫時ノ間雇可申トテ推テ被召寄

五三日御留置候處彼女或夜乘堀逃出私方へ歸リ

候間長崎ノ住居難叶奉存女ヲ召連本國和泉ノ堺

チ心指立退候處ニ采女正殿ヨリ私兄平野屋二郎
兵衛ト申テ御擲被成私カ人質トテ籠舍被仰付候

一族モ集議仕リ私ヲ追掛彼女ヲ奪取私ヲハ追放シ利不通仕候依之其財寶少モ吳不申候故方々流浪仕リ乞食之躰ニ罷成候願クハ右之趣被分間食御僉議之上長崎へ歸參仕候様奉願候委細於御尋者口上可申上候以上

九月日

長崎町人

平野屋三郎右衛門

御奉行所

則於奉行所度々平野屋被召出御僉議候處ニカレカ申處於實正者采女正罪科不輕トテ穿鑿及度々處ニ采女正惡事無隠依之被遣御目付衆采女正切腹家内關所其金銀財寶夥シ其中ニ村正之脇指廿四腰有之抑村正ハ御當家三代有不吉之例依之當時御扶持ヲ蒙ル輩ハ不及申至陪臣村正ヲ禁ス然ニ采女正餘多村正置タル志何故ツヤ按スルニ村正ハ上作也其出來甚タヨシ然モ當代ハ廢リ若天下他家ノ世トナラ

所を庄屋五人組にしらせ罷越候様に可申付事

一在々所々小盜賊之者並惡黨於有之者急度申出へし縦同類たりといふ其符を免し御褒美可被下候若隱置從他所訴人有之者せんさくの上其五人組は勿論庄屋共可被行曲事或同類或親類縁者等にあたをなすへきと存不申出儀有之へし右之通存候者内々を以可申御褒美被下其上あたを致候はぬ様に急度可被仰付事

一在々所々堂宮并山林にからまるゝ不審成者於見出者相からめ庄屋并一郷之者相談之上其所之地頭代官に可渡之とらへ候儀難成候は、其村之庄屋所に可申届御褒美可被下候然上者庄屋早速人を集精を入可搦捕之自然とらへ候儀難成候者相慕之落付所之理り搦候様に可致若聞迤し見迹し於令致欠落はたどへ後日聞候其可爲曲事事一在々所々惡黨有之時者鳴を可立然者先々之村よ

ハ必ス其代高直ニ可成ト澤山ニ調へ置ク下心不忠ト云無道ト云不足評此刀脇指無之ハ自然遠島タルへキ歟御惡深キ故ニ切腹被 仰付

●全十四年十月二十六日

覺

一從此以前被仰付候五人組彌念を入可相改之事
一在々所々惡黨無之様に郷切に申合常々可改之若不届成者於有之者穿鑿之上五人組者不及申依其品一郷之もの可爲曲事
一不審成者に宿を借へからず自然不知してかし候は、縦親類縁者たりといふともあやしき事あらは早々其所の庄屋五人組迄有様に可申届事
一御料私領どもに或は新田或は郷中へ越來もの有之時は本之出所を能々相改慥成者にて於無構者可差置之事
一郷中より奉公に出候者又商賈に行候其先々落付

り出合召搦へき也御褒美可被下候若不出合郷中はせんさくの上可爲曲事事

一惡黨とらへ候節地頭代官其所に不有合候は、江戸に召つれ奉行所に可差上諸事入用從公儀可被下候事

右在々所々盜賊有之而切々惡逆をいたし候事給人之面々御代官之輩油斷に被思召候堅相改之惡黨穿鑿すへし若令無沙汰此後惡人於有之者其所之給人代官常々不念之間可爲曲事此外御法度之儀彌念を入可申付もの也

●板倉政要掟書抜録

盜人他所へ欠落仕候は随分可相尋自然他所之者共盜人之證據明白にて搦來候者贖物之内三分一其搦來者に可宛行殘分は損失之主人に可返之若又主人一人之以才覺搦來候は贖物無殘主人に可相渡自然贖物之内を盜人令活却候は主人と盜人と引合以糺

明之上任盗人之白狀之旨右之贖物自然人買取歟又は預け置所を令穿鑿預り候物無異儀主人へ可返之若盗人賣付候衆於明白は其買候時之代半分自主人出候て買戻し可取る但無益と存は宜任主人之心又同盗物借物之質に入置候儀右之法度に可准據事

附盗人家屋敷令嗣所籠舎之修理貯はへに可相遣他所に無縁孤獨一所不住之者盜候者其身之生得之刀脇差衣類以下之雜物有之者籠番雜色之役者に可遣事

晝夜盗人之儀贖物於在之は不及沙汰可令殺害候權言似せ金銀仕候者同可令殺害候諭は盗人の由申追懸召捕候て贖物も無之連々盜賊用意道具も無之證據不分明は以慈悲堪免可申候一圓無證據は號盗人候は申懸る人曲事に可相定將又夜中自然人之女房又以下女等に懸心を忍ひ入候處此者を號盗人候は勿論人之妻に懸心を候儀第一の非儀也雙方召寄對

其時諸人無嘲哂様に可相定事成敗之日吉凶在之

附双方武士奉公人口論打擲及傷にて町人以下無構者奉行所之不及沙汰若爲武士奉行人對町人喧嘩、打擲及傷等候者其主人へ相届如法度可相究兼又對御公家衆僧侶喧嘩口論不義於仕は別て其究可在之事

討親敵事不依洛中洛外於道路至極者任先例不及沙汰儀也雖然禁裏仙洞之御近邊神社佛閣にては可用捨若自分之寄遣恨事於左右號親敵不輕 公儀之沙汰猥に人を令殺害者准辻切強盜之法或は同類共に可行死罪事

謀判出入之儀判形は似せ易きと可申歟之間手跡を可穿鑿自然依無筆頼筆者申之由に候は其筆者を令穿鑿偽申方可及殺害候事

附筆者之事書物詐候者と於知音は可爲同罪若互に未聞未見之者雇書初心之者堅糺明候は明白に

決之上實否次第罪之薄厚法儀之段可相定至于下女等懸心を候事其雙方爲隣家之者可相濟事

從往古至于近代京都法式之由にて成敗は大路を渡時雜色以下之役者町人店屋之賣物酒食餅以下四人所望之由申掠め盜取散其上雖狼籍仕來る由候當御代御政道正敷被仰付候上は萬端以科之輕重及成敗何之商人可懸苦惱雖爲先例無道之一也所詮囚人一人に付鳥目貳百文宛雜色に渡し囚人好み物は料足にて如相當賣買相調候て可與之於相背此旨は雜色以下の役者可處嚴科囚人檢使之侍は可令改易其身事

成敗之輩山賊夜討強盜辻切放火等之惡徒於見出は速に可遂生害當座之雖爲口論一方を害し候者今一方をも早く可及生害之沙汰候縱雖爲及傷於致存命は相手をは先籠舎申付以罪之輕重及傷所之寸法程切返之作法歟過代之籠舎歟國中追放歟遠流儀歟至

可申付事

●此二百萬人ノ生命ヲ如何セン

矢來生

人ハ萬物ノ靈タリト曰フ其所以他ナシ獨リ智力ニ富ムヲ以テナリ然ニ熟々惟ミレハ案外ニモ視界ノ狭キモノニソアル吾モ亦此弱點アル人ナリト思ヘハ實ニ長大息ノ至リナリ畢竟人ノ視力ノ及フハ目前ノ一小區域ニ止リ遠大ノ利害ハ容易ニ觀察シ得ラレヌモノナリ何ヲ以テ爾カ云フ世人ハ水道ノ利アルヲ斷定スルニハ甚シク踴躍セサリント雖モ下水ノ必要ニ至テハ殆ント空吹ク風トシモ思ハサルナリ比年室扶私ハ東京ニ本籍ヲ定メ曾テ純粹ノ江戸子ナリトノ名ヲ博シタル脚氣ハ益々其暴威ヲ逞フシ遠來ノ虎列刺モ時ニ或ハ客居ヲ此ニトセント謀リ彼ノ厭フヘキ赤痢モ將ニ其足跡ヲ此ニ印セントスルノ景色アルニモ係ラ

ス此衛生上最モ大切ナル下水工事ノ必要ヲ鳴ラスモ
 ノ多カラサルハ蓋シ世ニ遠見達觀ノ士稀ナルヲ證ス
 ルニ足ルヘシ予モ亦下水工事ノ莫大ナル費用ヲ要ス
 ルヲ知ル又其計劃ノ頗ル困難ナルヲ知ル然レトモ上
 水下水ハ宛モ衛生車ノ兩輪ナリ健康鳥ノ兩翼ナリ其
 一ヲ缺クキハ完全ナル用ヲ爲スヘカラサルモノナリ
 故ニ既ニ上水ノ工ヲ興セントスルノ勇氣アラハ又同
 時ニ下水ニモ着手スルノ決心ナカルヘカラサルナリ
 且ツ此二工事ヲ併セテ一齊ニ實施スルトキハ時ヲ異
 ニシテ別々ニ之ニ着手スルヨリモ適カニ廉價ヲ以テ
 成就スルヲ得ヘシ如何トナレハ上水路ハ深ク之ニ反
 シテ下水渠ハ淺ク沈架スルヲ利トスレハ若シ同時ニ
 二者ニ着手スルトキハ一タヒ地ヲ穿テ事足レハナ
 リ
 予ハ決シテ空論ヲ唱フルニアラサルノ證トシテ左
 一好適例ヲ示スヘシ即チ稍舊キニ失スルノ嫌ハアレ

凡千八百七十九年ト同八十年トノ二ケ年ニ係ル伯林
 市下水既成諸區ト未成諸區トノ室扶私病比較表ヲス
 クルツエツカ氏ノ報告ヨリ抄出スルニ下水ニ連結セ
 ル家數三千六百二軒ノ内室扶私ノ罹病者ヲ出シタル
 モノ七十九年一、五五プロセント八十年二、〇二プロ
 セント同ク死亡者ヲ出シタルモノ七十九年〇、四五
 プロセント八十年〇、六六プロセント又未ダ下水ニ
 連結セサル家數一萬五千三百六十六軒ノ内病者アリ
 タルモノ七十九年五、六〇プロセント八十年一〇、六
 九プロセント死者アリタルモノ七十九年一、三九ア
 ロセント八十年二、三二プロセントナリ又室扶私病
 アリタル家ハ下水既通ノ分七十九年六五、二軒ニ付
 一軒八十年四九、三軒ニ付一軒下水未通ノ分七十九
 年一七、七軒ニ付一軒八十年九、三軒ニ付一軒又同病
 死者ヲ出シタルモノ下水既通ノ分七十九年二一九、
 五軒ニ付一軒八十年一三七、五軒ニ付一軒下水未通

ノ分七十九年七一、六軒ニ付一軒八十年四三、〇軒ニ
 付一軒ノ割合ナリ是レ豈著大ナル差異ナリト謂フヘ
 カラサランヤ下水ノ偉効アルコト誰カ又争フヲ得ン
 ヤ右ハ伯林市ノ一例ニ過キス然レトモ諸他ノ先蹤皆
 之ト符合セサルハナシ之ヲ要スルニ適實堅牢ナル下
 水系ヲ實施シ家々ノ汚水ヲモ之ニ收容スルコト、ナ
 シタル所ノ各都會ハ其健康ヲ上進シテ殊ニハ土地
 ト或ル關係ヲ有スル所ノ疾病ニ原因スル死亡數ヲ減
 少シタルヤ疑ヲ容レサルナリ尙ホジョンシーモン氏
 ノ英國都會ニ於ケルクラウス氏ノハンブルヒニ於ケ
 ルワルレントラップ氏ノフランクフルトアママイン
 ニ於ケルリエヴィン氏ノダンチヒニ於ケル等ノ下水
 出來前後ノ室扶私増減ノ差ヲ見ヨ愈々前言ノ誤ラサ
 ルヲ知ルヘシベツテンコーフェル氏ノ至言アリ曰ク世
 人ノ下水衛生上ノ價值ヲ念フコト時ニ或ハ實ニ過キ
 タルカ如シ甚シキハ之ニ由テ一切ノ疾病ヲ市外ニ驅

逐シ得ヘシト信シタルモノモ少カラサリ然リト雖
 トモ又其價值ヲ決シテ短シムヘカラサルナリト實ニ
 此ノ如シ大家ノ直言貴フヘシ味フヘシ下水アレハト
 テ全ク疾病ヲ絶滅スヘシトハ謂ハス只其減少スルコ
 トノ顯著ナルニ至テハ明々白々火ヲ賭ルヨリモ炳ナ
 リ
 予ハ工事ノ方法ニ言及スルヲ憚ル如何トナレハ世ニ
 適當ナル土木家少カラサレハナリ予ハ僅ニ左ノ數語
 ナリテ結論トナスヘシ若シ巨額ノ費用ヲ一時ニ支出
 スルノ勇氣ナケレハ將來繼續ノ見込ヲ立テ、市ノ疾
 病ノ巢窟タル一部分ノミニ上下水ヲ併セ設クルコト
 ナスヘシ已ムナクハ尙ホ市區改正ノ業ヲ一時中止ス
 ルモ可ナリ理想的ノ必要ハ物質的ノ必要ニ退讓セサ
 ルヘカラス市ノ美觀ヲ増サンヨリハ衛生上ノ實益ヲ
 收メシコト目下ノ必要ナリ街路ノ不齊ナルニ因ルノ
 損害ハ年々幾萬ノ生命ヲ犠牲トスルニ比セハ何カア

ラン國民經濟上ノ利害モ亦其軌ヲ同フセリ

雜報

●奉職年限の解釋

巡查看守救助例に於ては巡查より看守に又看守より巡查に轉動したるものをも勤績と見なさるゝとなるは是は一地方の爲めに勤勞したるものなれば其巡查たりしと看守なりしとを問ふを要せず且原來恩給の性質に出づるなれば旁々至當の次第なれども夫の滿九年以上奉職の者には月俸十二圓を給し滿十二年以上奉職の者には月俸十五圓を給すとの規定に在ては奉職の意義を嚴解して巡查は巡查を勤績し看守は看守を勤績せざるへからざるものと斷定せられたる由に傳聞せり其故如何と尋ぬるに素と此増俸の必要を感して特に優渥なる規定を設けられたるは蓋し主と

せざるへからず然るに此際に當て警察署長をして監獄支署長を兼ねしむるに至りたる地方あるを傳聞す蓋し經費減少の餘響にして特に監獄支署長を置く能はざるに因るなるへしと雖監獄は人身を繫留する所にして其事務たる中々繁多を極め且惡心を善心に改歸せしむる大任を帯ひる所なれば尋常一様の課務にあらす實に大切なるものなれば片手々間に處理し得らるへきことならず況んや警察官をして之を兼ねしむるに於てをや警察の事務も中々頻繁にして其事務のみにても餘地を存せざるへきに之に監獄の事務を兼ねせしむ如何そ其責務を全ふするを得ん監獄の事務は勢ひ看守或は雇員に委せざるを得ざるに至り署長はあれどもなきか如き有名無實の實況を呈するに至る顧れば今より六七年前警察署長は監獄支署長を兼ねし事あり事務の擧らざる改良の出來ざる實に能き實例なり是れ最も忌避すへきことなりとす故を以

して多年同一の職務を奉し從て之に熟達精通する上は勤勞の報酬たるへき俸給も相應に増加すると自然の理勢と謂ふへければなり其外巡查看守とも頗る熟練を要するに拘らず勤績の永きもの充分多數ならざりしに由り増俸の恩典を以て其望を繋かんとの趣意も恐くは一源因なりしならんか巡查及看守の諸君莫くは奮て多年勤績の志を堅ふせよ

●又

巡查看守奉職滿五年以上にして精勤證書を有し現に其職に在るものは試験を要せずして單に銓衡を経て警部又は看守長に任用することを得どの規程に就ても奉職滿五年以上とは勤績の意味なる由に聞く世には或は誤解の向もあらんかと思へは特に記しつ

●警察署長の兼任を廢すへし

警察も監獄も何れも今日は改良の緒に就き大に昔日の面目を改めたるも就中監獄事務は益々進んで改良て漸次其跡を絶ちたりし此忌むへき事にして獄事の改良を專要とする今日に顯出せんとは吾人殆んど思ひ至らざることなりき若し此姑息手段を採用し兼務の儘にて差措かは獄制改良の實は望むへからざるなり宜しく速かに兼務を解き監獄支署長を特置して分任の實を明かにせらるへし敢て主務者の反省を望む

●賞表の附與期に就て

信賞必罰は獄治の要訣なれば之を行ふ上に就ては最も慎重を要するなり故を以て賞譽には勘査内規てもものありて賞表を附與するの時期をも明示しあるはとなるに往々之か時期を誤るものなしとせず例へば賞表は刑期四分の三を五分したる其一分に當る毎期限の末若くは之を経たる後に在て一期限一次の賞譽を行ひ得へきものとすとの内規なるにも拘はらず一期限未だ經過せず其半に至らば早くも其期限に對する賞表を附與する處ありと聞く是れ實に勘査内規に

牴觸するのみならず此の如き附與期限を早めるなれば其者に對しては依怙に出て然るならんかとの疑惑を他因に懷抱せしむるに至り大に因情を害するの恐あり又道理上より論するも未だ経過せざる將來の時期に對する行爲を前以て賞譽することゝなり如此ことあるへき筈なし旁其不可なるを認む又二期も三期も過ぎたる後に於て二三期前の賞表を一緒に附與する處あり是亦當局者の怠りを示すに止り甚だ然るべからざるを覺ゆ何となれば賞表は一期限一次之を附與することゝなり居れば其期限間行狀善良にして賞與し得べくは何ぞ二期も三期も後らすに及ばす其次期に於て之を與へて可なればなり注意ありたきことにこそ以上は事些末に似たれども聊かの事より獄治の整理を亂す恐もあれば敢てものして當局者の注意を喚起せんと欲す

●食物購給

は監獄則の許す處にして食費を償ひ得る者は皆此特例に浴することを得る次第なるか其金額には制限ありて一回三錢を過るを得ざる成規なるを以て多量に購入すること能はざるなり而して一回三錢以下と制限せられたるは蓋し一回の食量に充るの意に出たるなれば買溜めをなし翌日にも翌々日にも残し置きて之を食せしむるやうなことは爲さしむべきものならず然るに往々此の惡弊を存することあるを聞く是れ浮説に屬するならんとは思考すれども萬一にも如此ことあらんには成規の精神に反し穩當ならざるゆへ速かに一回の食に充る寸の分量を購給することに改められたし

●看守及女監取締等の設置程度

はこれまで改正あらんことを望み居りしか漸く此頃に至りて時機至りしか改正の論議其筋に起り已に着手せられたる由

●監獄署の備品等の費途

に就ては今尙ほ疑問を抱かるゝ向ある趣なるか總て地方税を以て支辨すべきものなる由従前監獄課の備品即ち椅子卓子等の如きは一切國庫即ち府縣廳經費の部内へ引繼ぐか左もなくは地方税を以て買受くるか二者何れかに爲すこそ至當なりと聞き及ぶ

●監獄の建築

西に北陸に奥羽に各一ヶ所つゝ獨逸主義に基き建築して以て充分利害良否の研究を爲し然る後一般に及ぼしてこそ穩當の順序なるかに思考す記して當局者の意見を質す

●囚人の身分調に就て

囚人の身分等は監獄に於て之を本人に問糺し其答ふる處を記牒し尙之を確めん爲め其原籍又は居住地の警察署に移牒し實否を取糺し以て詐僞の申立を防止す是れ獨逸國等に行はるゝ扱にして當局者の能く知了せらるゝ所なるか我邦にては此規程なきを以て會々監獄署の上文の扱を爲し警察署へ移牒し取調方を依頼するも餘計の事務なるによるか随分煩はしくもあるなれば中には此依頼に應せられぬ處もある由甚た歎はしき至りなり假令へ成規はなきにせよ犯罪人に就ては警察署に於ても丸て關係なきものにてはなし他日警察署に於ても必要起らざるも限らず且再

は近來随分頻繁にして各地方共其本署にあらされは其支署の改築を計畫し殆んど競争の氣味あるやに傳聞す抑々監獄の建築は少からざる費額を要す輕々着手すべきものにあらざるは云ふまでもなし一朝建築し了らば更に之を建直すは容易のことならず故に之を建築するに先たち充分其利害の研究を要す目下監獄の構造方は曩時と異り其様法を一變せりへたな建方をなせば取り戻し出來す故に此場合に當ては強て急速を要するに及ばす先づ九州に四國に中國に關

犯なるや否を知るには至極良法なれば警察署に於ては少しの煩は厭ふことなく監獄署の依頼に應じて之を取調へ其都度回報せらるゝことに相成りたし是れ獨り監獄の爲めのみならず日本全般の利益なればなり

●魯國の監獄官吏(内務省所轄の分)

千八百八十九年即明治廿二年三月末日の現員左の如し

- 一 典獄 三十九人
- 二 理事及書記 二百三人(内十四人は監獄署長)
- 三 下等官吏 千七百十四人
- 内
 - 男 千四百八十二人
 - 女 二百三十二人
- 四 僧官 九十九人
- 内

- 耶蘇新教 五十一人
- 加特里基教 四十一人
- 猶太教 一人
- 五 教官 男女とも 七十人
- 内
 - 耶蘇新教 三十七人
 - 加特里基教 三十二人
 - 猶太教 一人

- 六 醫官、外科及助手共 六十五人
- 合計 二千百九十人
- 右の中兼勤のもの左の如し
- 僧官 四十一人
- 教官 男女とも 十九人
- 醫官、外科及助手共 六十二人
- 右諸官吏を出身に由て區分すれば左の如し
- 一 典獄

大學卒業

一人

將校より出身

十九人

下士より出身(内四人は後に候補又は後備士官に進み)

十六人

其他

三人

二 理事及書記

大學卒業

なし

將校より出身

三十七人

下士より出身(内三人は後に候補又は後備士官に進み)

百五十三人

其他

十三人

三 下等官吏

男

軍人出身

千二百六十四人

懲治場教院等より

二十五人

其他

百九十三人

女

教院より

三人

●世の慈善家に望む

教社より

一人

其他

二百二十八人

監獄の改良は獨り當局者にのみ委任し置くべきものならずとは前號に於て記述せし處なりしか尙は出獄後の事に就て社會有志者の注意を喚起せんと欲す抑々監獄は猶ほ共立の病院のごとし病院にては病痾を醫治するも退院後の事にまで干與すべきものならず退院後は各自の爲すに一任するの外なきなり而して病痾は醫癒するも退院後引續きて身体の疲勞を醫し營養を要するものなれば營養にして欠乏せば入院中の治療は忽ち跡戻りを爲し再び入院せざるへからざるに至るのみならず却て前回よりは其病狀重くなり終に醫療其効を奏せざるに至る故に退院後の攝養は實に大切のものなりとす四人の再犯三犯にて幾度も監獄に入り來るも亦此理に等し監獄に在ては充分前

非を悔悟し改後の狀顯然せしも出獄後頼るべきの家なく就くべきの職業なく保護を受くべきの人なく雇はるべきの處なく出獄後の攝養を盡す能はず衣食に追はれて悪事と知りつゝも背に腹の換へられず他人の衣食を取て以て己の衣食に充つ實に可憐の狀情を存する者あり是れ退院後營養を欠くと一般なり如此ことありては如何程監獄を改良し宿痾の醫術を盡すも其効用なく總て徒勞に屬するのみにて到底其効果を脩むること能はざるなり然り而して出獄後のことは監獄にては如何ともすべきやうなし故に此効果を脩めんに官民舉て之か救護に従事せざるへからず同胞兄弟の死地に蹈らんとする豈傍觀して可ならんや今や放免囚保護會社は幾何歟ある僅に四五ヶ所に過ぎざるなり如何そ出獄後救養の道を盡すを得ん世の慈善家諸君幸に保護會社の設立を發起して以て出獄後救養の通を盡すこと能はざる者を收養し宿痾を

して全癒せしめて一良民を製出することを勤めよ是れ獨り慈善の實を表示するに止まらず第二造物主をして世の尊敬を受くるに至らん可成速かに放免囚保護會社の設立あらんことを切望す

●米國桑港監獄の摸様

此程桑港より歸朝したる人の同地監獄の摸様を話したるまゝ左に記るさんに同監獄はフロードグヱイに在りて三階造の煉瓦石造にて其内部は鐵板を以て區畫したる堅牢無比の建築なり且つ其未決囚を遇するや極めて寛裕にして一房概ね一人を入れ置き食は二食(是れは運動せざるにより不消化を豫防するなり)其鐵扉の口より自ら他人と談話し又番人等は更に制限なく買物さへも自身に其口より買取ることを得て殊に驚くべきは其妻に限りては一夕を限り同宿をせしむるを例とせりと云ふ又保釋は合衆國の憲法によりて何等の事情あるも死刑に該當すべき見込ある未決

囚の外は保釋を許可せざるを得ざる筈となり居れり然れど其保釋金非常の巨額なりと又カリホルニヤ州にては未決囚の時より辨護人に一任するの自由を得て豫審廷にすら本人自から出願せざる者もあり以上叙ふる所は重罪の未決囚なれども輕罪に至りては百人位も一室に入れ置き其混雜大方ならず唯に支那人に限り別に之れを入れ置き此は室内に往々支那人の虐殺せられし事あるによれりと聞込めり亦以て支那人の米國に排斥せらるゝの一斑を證すべきものこそ聞くか儘に記しつ

●敢て注意を乞ふ

頃日本會事務員の一人數日の閑を得て京坂地方に遊び途次愛知岐阜の二縣にも少しく足をどゝめ其際或る一都會に於て參事官の私邸を訪はんとせしも其方角丈は聞き置きたるも町名番地を知らざれば巡查派出所又は巡回巡查に就き教を受んと腕車を馳せて其

方角に至り途中三個所の派出所二人の巡回巡查に就き之れを尋ねしか皆知らずと答ふ(其内一人は新任の故を以て未だ知らずと云)終に巡查の教を受る能はず人力車夫の集會所に就き漸く確知するを得たり抑も各府縣二名の參事官特に知事書記官に亞く府縣高等官に非ずや警部長典獄等を併せ十名に達せざる此府縣高等官の邸宅如何に派出所の持場外なりとは云へ平素の注意に依りては暗記するも難からず又は派出所に於て府縣高等官及び一歩を進んで裁判官將校等の高等官宿所名簿を備ふる等何れにしても一問の下指導を興ふる様注意あらんことを事体些末に似たりと雖東京巡查の懇篤周密なる指導に馴れたる者等に在つては此一事を以て該地方警察の一斑として見るものなきを期せされは一言を記して當局者の注意を乞ふ

●巡查の買物代價に就て

逦査の罷免に當つて部内の人民より買物代價或は貸金等の請求を其警察署分署に向つて願ひ出るもの往々之れあるよし然るに正面より之れを論ずれば貸金なり買物代價なり相對を以て取立得ざる時は更に法庭を仰くも可なり兎に角警察署分署に於て關係すべきものに非ずと雖目前行李を收めて漂然何れの地にか去らんとする者に對し如何に嚴敷請求するも法庭を累さんとするも其目的を達すると難くミス／＼部民に損害を荷はしむるは將來警察の威信を失ふ基ひたることを考ふれば無下に却下もなし難きを以警察署分署として取扱はさるも監督員なり同僚なり保證人なりをして俸給積金一時賜金等の内より相當に辨金の途を立させ或は保證人より代價の示談を爲さしむる等一通り人民に満足を與へざるへからず余輩逦査の罷免に當り往々此累あるを知る故に平常逦査の買物代價は都て現金ならんとを冀望すと雖薄俸の諸氏

づゝ引出し三十分間に退去すへき旨を嚴達し再び検査を行ひし時迄尙は退去せざりしものは悉く警察署へ引致し浮浪罪に照して處分し日本人は各二十五弗にて保釋を許されたる由初め同地に在る醜業婦女は凡三百名餘もありて内日本婦女多數なりとの見込なりしか多くは逃匿し拘引せられたるものは三十七名内三十一名は日本婦女なりしと右の如く醜業婦女放逐の命を發したるは近頃逦査長に轉任したる人非常の斷行家なるを以て此舉に及びたりと云ひ又は日ならずし大統領の逦回あるを以て市街の躰面を作らんか爲めなりと云ふ兎に角同地にては先頃新令を發布し尙くも風俗を壞亂するの所業は斷然其跡を絶たしめんとするの勢なれば日本醜業者の同地に渡行するものも亦随つて次第に減縮するならん

●發狂の原因

は頗る多けれども統計學者最近の調査により之を類

一朝悉く之を改めんと云ふへくして行ふへからざるへし付ては何とか相當の方法を案せられたきとなり

●牛乳商の奸策

昨年以來飼料の騰貴せし爲めにや各牧畜業者には困難を爲し居るよしは豫て聞き及び居りしか取り分け牛乳商は官制改革以來需用者の減せしより一層の困難を極め終に廢業をなすに至りし者も多く是等の爲めにや米の洗ひ水を混し素知らぬ振りにて配達する者もあるに付需用者は甚はた迷惑を極め其筋へ告訴せばやなと云ひ合へるものもありと云ふ

●醜業婦女放逐令

北亞米利加のシヤトル地方に於ては前きに博徒及不正業婦女と認むる者を警察署へ拘引したる由なりしか同地市長は尙又去月十八日醜業婦女逐拂の命令を發したるを以て多數の警察官はガチャクソン街の醜業婦女の住家に入り込み表戸を開放し醜業婦女一人

別すれば大略左の數種の外に出ですと云ふ

- 一 生計の困難又は薄命を歎して、一色情に因り、一病苦に因り、一將來の事を苦慮して、一憂鬱により、一前非を悔い又は慚愧により、一罪を懼れ又は刑の免れ難き爲、一家内若くは親族の不和により、一父兄又は傭主の譴責を怖れて、一負債償却に苦み又は商業の爲に損失したる等

右は正當なる原因にして之か爲一時は精神を錯亂し遂に自覺の力を失ふに至るものなり尤も此他に一種の遺傳ありて其の系統に當るものは誠に些細なる出來事の爲にも忽ち其精神を錯亂せしむることなしとせず斯の如くにして既に一種の痲疾となりたる者は固より通常の尺度を以て論すへからされども大体より云へば癲狂なる者は一種厭世主義の破裂したるものと云ひて差支なかるへし

●日本に於ける按摩術將來の勢力

どはちと喧まじき様なれと上下三百文の按摩なりとて決して賤しむへからず按摩の術たる素と東洋に成立ち印度にも古來行はるゝよしなるか特に我國に於て最も流行し舊幕の頃は中々勢力ありて一種の醫者なるか如く見做され居たるも維新の世となり醫術も西洋流義俄に威勢を持ちて按摩の術も隨て廢たれ之れを以て醫術の一と爲す念想殆んど皆無となりて唯た／＼旅人の便利か又たは自墮樂者の玩弄物となりたるか外國人には如何といふに我邦に旅せる外人か頗る愉快なる一種の奇術なりとて之を悦ぶのみならず佛國巴里にては立派の醫士達か東洋の發明に係り殊に日出國に行はるゝ按摩は種々の効能を愉快なる手觸りの中に含むものなり我々刀圭の業に従事するもの應に研究すへき一醫術なりと専門雜誌に論し又英國にては近頃流行し人呼んでメチカルラッピングといふ即ち醫術的の摩擦と稱す彼等醫術的と題する

査及び馭者等より組成せしものにして其目的とする所は府下の各生命保險會社より保險料を騙取するにあり今其手段の端を記せんに例へば黨類の一人を市街に散歩せしめ目印の馬車に遭ふ時は此者周章てた真似して馬車の邊りに近つさ少しく体を車輪杯に觸れ忽ち其所に斃死す馭者之を見て大に愕き直に車臺より跳下りて水よ葉と騒ぐ中恰も好し一人の巡查突如として其所に現はれ即死者の疵傷を始め現場の状況等を取調べて一々證明書を作り且其場に立合ひたる一人を以て之か證人と爲し夫より其目指す所の生命保險會社に赴き同社の保險監督者に命して右の證明書及び馭者の陳述書等を示して之に確認の證印を取り以て其保險料を騙取す固より右の巡查と云ひ保險監督者と云ひ孰れも純然たる役人なれども邪慾の爲めに本心を奪はれ斯る毒惡社會に潛入して敗徳の所業を爲すものなり騙術の組織此の如く堅固なる

からは其單に愉快を執るの技となさず之を以て醫術の一となせる知るへし左れば我醫科大學にて大に此に視る所ありて今度東京盲啞學校の盲生にして按摩を卒業せしもの、中より伴延次郎、富岡兵吉の二名を拔擢して本郷の醫科大學醫院に聘したるよしにて是れより病者に按摩術を應用せしめ其結果に依りては大に此術を奨勵し一の専門醫學となす積りにて昨今専ら試験中なりと聞く日本に於ける按摩將來の勢力はなかくに望みありといふへし

●巴里の一大獄事

開化國には開化の惡徒あり未開國には未開の惡徒あり彌陀の光りを以てするも耶蘇の力を以てするも將た警官の威を以てするも監獄の苦を以てするも絶ねざるものは世の惡徒なり彼の文明の中心百藝の元祖と誇唱する佛都巴里の中央に近頃一種の徒黨を現出せり此の徒黨は保險監督者、僞被難者、詐僞證人、巡

を以て是迄は其都度甘く仕遂けて非道の財布を充たしめたりしが天網争てか此惡徒の跋扈を容るさん去月最終の土曜日に至り或る巡查の舉動に疑ひかゝり當日直に證明書僞造の訴を受け彼は陳辯して其罪を免かれんとなしたれども遂に保安課長ゴロン氏の慧眼に其胸中を見破られ右徒黨の組織騙術の方法等殘らず白狀に及びたるを以て同課長は即日諸方に令を發し惡徒の捕縛方に着手せしに三日を出てすして詐僞の嫌疑者八名を拘致せしか此内二人は巡查なりと云ふ右は巴里近來の一大獄事にして豫審判事アルバナル氏は此程檢事局より該件の審理を命せられ又騙取に遭ひたる各保險會社長は孰れも民事の訴訟を提起する非非常の混雜を極めたり此末如何なるへきや尙聞見次第報道する所あるへし

●水難救助船の試験

水難救濟會か是迄用ひ來りたる水難救助船は小幡船

と稱して本誌第一卷第二號誌上に於て圖面と俱に掲載せし大坂の水上市警察署長小幡氏の發明に係り頗る適當なるものなれども少しく荒海に乗り出すときは其用に堪へざる氣味あるより水難救濟會にては如何なる場所に用ふるも差支なきものを造らんと兼てより其工風を凝し米國に行はるゝ所の雛形に摸して新たに一の救助船を造り此頃出來上りたるに付き築地の海軍大學校構内に於て其試験を爲したるよし其成績は追て本誌に掲載すへし

● サツカリンに就て

近頃府下有名の菓子屋に於て往々砂糖代りに「サツカリン」を混する者あり「サツカリン」は「コールタル」より製出せしものにして砂糖に比して殆ど八百倍の甘味あるより砂糖八百目を用ゆる代りに「サツカリン」一匁をば用ゆれば充分の甘味を添ゆるを以て輕便にして且つ經濟上の利益あれば競ふて之れに

立歸らしむる事と爲し早速實行することゝなれりと云ふ尙ほ聞く處によれば高知縣にても亦右の徒を成るべく原籍地に歸らしむるやう取計ふへければ其旨承知ありたき趣き愛媛縣警察部へ通知ありたるやにて愛媛徳島二縣に於ても同様各町村申合せ退治策を行はるゝよし香川縣より通信ありたり

● 宮内省紛失金の發覺

去一月廿五日の事なりし宮内省内藏寮に於て金庫検査を行ひしに同十七日に精算の上藏り置きたる金十萬圓の内五圓一圓十圓の紙幣にて合計三千圓程不足せるより同寮官吏の狼狽一方ならず種々調査を遂げたるも事實分明ならずるに付遂に當夜宿直たりし屬市原正義並に鍵を預り居たる同大塚武の兩氏に非職を命し一先つ事落着に至りしも元來該事件たる普通の窃盜などゝ違ひ帝室に關係あるのみならず萬一右の次第の 聖聽に達するともあらは實に恐れ多き事

做はんとするの風あり「サツカリン」の有害無害は未だ判然せざるも決して「サツカリン」を菓子及び食用品の砂糖に代用するを嚴禁せしものあり故に我國に於ても此際「サツカリン」に就き充分の試験を遂げられんことを望む

● 乞食退治

四國は乞食の本場とも稱すへき地方まで殊に琴比羅參りと稱する一種の遍路の寄集る所なるか近來世間の不景氣に連れ著しく其數を増し打捨置き難き有様となりたれば香川縣に於ては既に本月三日の郡市長會に於て乞食退治の方案を議決したるよしにて乞食遍路と稱し常住なく食を市人の門に請ふもの及び町村に徘徊する者共は各都市町村に於て其原籍に屬する者のみの外は一切立入らしめざることゝし豫め原籍證明の印鑑を授け置き苟も他町村に立入りて食を乞ふか如きものは見附次第警察上説諭を加へ原籍に

の限りなれば土方大臣を始め省中の重立ちたる人々は其後も大に之か爲めに苦心し潜に取調に従事したるも既に十五日に金庫の検査を爲しそれより一週日以上も經過して發見したるを以て洽ねく省中を見渡しても更に誰こそ犯罪者なるへけれど荒かたの目星も付かたく去りどて金庫は二重鍵を附し嚴重に取締を爲しある事なれば之を窃取するには宿直員の目を偷み二個の合鍵を所持せざるへからざる譯になかゝ外部より入り來りしものゝなし得へきところにあらずるより種々詮議の末遂に府下各警察署に事の次第を報告しその探偵を依託したり依て各警察署にては何れも熱心に犯罪者の穿鑿に注意したるか中にもかねて罪人探偵に掛けては黒人中の黒人と稱せられたる下谷警察署長はこの報告に接するや潜在高島、大島など老練の探偵家を招き談合するところあり宮内省中の人は素より外部の者に至るまで少

これにても疑はしき者あれば透さす注意を加へしめしに茲に同省内藏寮五等屬と奉職せる石川久幸(註)といへる者あり同人の由來を尋ぬるに明治十一年初めて大藏省十等屬を奉職し平生温厚篤實にして事務に勉勵なるよりおひ／＼昇等して同十九年宮内省に轉任し久く本郷湯島天神町一丁目百四番地に借家し妻みよ(文久元年十月生)長男久保(註)長女ひさ(註)都合四人いど質素に暮しけるか如何なる理由にや下谷警察署にては早くも同人に嫌疑を掛け絶す人を附して舉動を窺はしめたるも同人は去月十七日同區西片町十五番地に可なり小奇麗なる居宅を新築して移轉したるにそ爰に少しく探偵の端緒を得て尙益々注意を嚴にせしども知らず去月二十八日娘ひさの誕生を祝はんとて豫て信仰せる下谷徒士町一丁目の妙法に參詣しけるか此際娘には縮緬つくめの衣類を着せしめたるのみか其夜は親類縁者數百名を招きて身分不

相應の馳走をなし且數十金を投して美麗なる道具類を買求むるなど愈よ怪しき點のみなれば警察署長は右の趣きを宮内省へ通したるけん去三日同省は突然免職の令を同人に下し之と同時に探偵吏數名の出張ありて本人を捕縛し續て家宅搜索を送けたるにブリッキ製の海苔入の中に二千六百圓程貯藏しあり依て警察署にては尙嚴重に取調へしに遂に包み切れすして確に盜取りたる旨を白狀せり右の外昨年四月頃宮内省にて同しく金庫に入れありし百圓包二個紛失し當夜宿直したる水野某は自ら尤を引て自殺したる事あるに付其筋にては是をも同人に嫌疑を置き目下尋問中の由なれど未だ白狀に及ばざるよし又同人か使用したるは竊取高の内僅に四百圓にして殘額には惡事の現はれざる呪にや妙法の御符を張付ありしとぞ

統計

●明治廿四年壹月々末全國在監人現在員表

廳名	囚人	刑事被告人	懲治人	別居人	携帶乳兒	合計
警視	三〇四四	一〇三六	二〇	三八九	一〇	四四九九
北	二六〇	五八	三	三〇	—	三五一
海	二五七	五五	—	二八	—	三三〇
道	一〇六	一九	—	—	—	一二五
東京府	—	—	—	—	—	—
小笠原島	—	—	—	—	—	—
京都	一六〇六	二七四	二二	二二	一七	一七六二
大阪	三二六三	七〇五	二七	三三	二二	四〇三二
神奈川	一三五九	三三三	三	三三九	二	一八二六
兵庫	一六八二	六四七	二五	三三	二五	二五一一
長崎	七四三	一三三	—	—	—	八八一
新潟	一〇二五	一五五	七	—	—	一二二二
埼玉	一〇一一	一六九	三	三〇	—	一二二三
群馬	九七九	二四〇	—	—	—	一二二二
千葉	八四七	二〇六	六	—	—	一〇八〇
茨城	一四四六	一九四	—	—	—	一四〇六

栃木	奈良	三重	愛知	静岡	山梨	滋賀	岐阜	長野	宮城	福島	岩手	青森	山形	秋田	福井
七六八	三九〇	一三九〇	一五七二	八九五	四四三	一一三	九五八	九七四	六〇六	七五四	二八五	四二一	六七五	五五六	四七一
一五五	一七八	一八〇	三三七	二二七	一〇三	二二八	一四一	三三二	三三二	二八五	二二九	二一九	一三三	二二五	二二
二	五	一五	一一	七	—	五	二	三	二	—	—	—	—	—	—
六	四一	九	五八	—	一六	五七	二七	二七	九	二九	—	—	—	—	—
三	一三	七	一九	七	六	一一	六	六	三	一〇	—	—	—	—	—
九三四	六四七	一六〇一	二〇七七	一三〇七	五六八	一三三三									

統計

四十七

統計

石川	富山	島根	島取	岡山	廣島	山口	和歌山	徳島	香川	愛媛	高知	福岡	大分
四四六	四五六	七六四	九〇八	一、五六〇	一、六九四	七八九	九二七	一、二二二	一、二六三	一、〇三三	一、〇八七	一、一八一	一、二二七
八一	一三五	一一五	一五八	二五四	三〇七	一一九	一四〇	二九三	一〇一	一七八	二〇七	二二七	一六〇
九	一	一	三	八	四		五	八	五	二	四	二	三
二七	五	一六	一三	八	二二	一七	一〇	三六	二二	七	二	九	四
三	二	二	三	七	一五	三	八	一四	一六	六	九	五	一四
五六八	五九九	九〇八	一、〇八五	一、八三七	二、〇三四	九二八	一、〇九〇	一、六六三	一、四九七	一、二二五	一、三一一	一、四八一	一、三〇一
佐賀	熊本	宮崎	鹿兒島	沖繩	東宮	集東	集宮	集三	集樺	集空	集訓	集兵	總計
四四二	八〇四	四三一	四五〇	一八八	一、〇六一	一、五五〇	一、五五〇	二、二二四	三、〇四一	一、四〇五	一、三六	一、三六	五、六三九
九六	一三九	八〇	六七	二二									一、〇、〇八
一	四												二四九
二	二七	三	二五										一、七〇五
三	三	二	六										三三四
五四四	七七七	九一六	五五〇	二二	一、〇六一	一、五五〇	一、五五〇	二、二二四	三、〇四一	一、四〇五	一、三六	一、三六	六、九一五

四十八

吏を一年乃至二年の禁錮に處するを法とす、

逃亡したる囚徒の罪質に應じて戒護吏の處刑を異にする此の如き所以の者は他無し、凡そ刑は社會の受くる損害の輕重に應ずべきものなり、故に今誹毀罪の囚徒を逃亡せしめたるときは、其社會を害する甚しからずと雖も、殺人犯又は放火犯の罪人を逃亡せしめたるか如きは、其社會に及ぼすの損害極めて大なり、是れ均しく囚徒を逃亡せしめたる戒護吏にして、其囚徒の罪質に因り、刑を科するの輕重相同しからざる所以なり、然れども戒護吏の刑を受くるは固より囚徒の逃亡したるか爲めなるを以て、其逃亡囚にして自首するか、又は逮捕せらるゝときは、戒護吏も亦直ちに其刑を解かるゝものとす、彼の天災時變及び抗拒すへからざる場合に至つては、縱令囚徒の逃亡あるも、戒護吏は全く其責任を免かるゝを得べきものとす、

陸軍監獄

陸軍監獄は陸軍省の所管にして分つて左の三種とす

- 一 陸軍本監獄 (プリツン、ミリテール)

佛國監獄法讀義

二 陸軍監獄 (ペニヤンシユ)

三 陸軍公役場 (アトリエ、ド、トラヴァー、ビエリック)

陸軍本監獄は裁判未決の軍人、憲兵護送中の軍人、他監移送前の軍人及び二年以下の禁錮に處せられたる軍人を拘禁する所とす、此監獄に於ては士官以上未已決囚の爲め特別の監房を設くる者多し、

陸軍監は佛國內地に在るものと亞耳塞利に在るものとを合せて六箇所あり、二年一日以上の禁錮に處せられ又は禁錮に減刑せられたる者を拘禁する所とす、公役場は亞耳塞利に設置し、軍法會議に於て陸軍刑法に掲載したる重罪輕罪の刑に處せられたる軍人及び公役の輕罪に減刑せられたる者を拘禁する所とす、囚人の作業は強制なり、而して士官以上の者を除くの外、獄則違犯の懲罰は總て其身軀に施すものとす、

海軍監獄

海軍監獄は各海港に設置し、軍規を犯したる者及び海軍々人の未已決囚を拘禁する所とし、通常の地方監獄と同じく、拘留監、待裁監、懲治監の三種に分つ

作業は強制にして其食料は殆んど海軍水夫の食料に同じ

獄則違犯の懲罰は監港上官に具申するの後に非らされは之を科するを得す

結論

之を要するに佛國監獄の制度は、政府が千八百四十年を以て監獄改良の法律案を議會に提出せしより漸く其緒を開くものにして、今日に至るまで五十年の久しき、時に盛衰の變なき能はずと雖ども、當局の官吏、民間の學者、熱心を以て監獄改良の必要を唱へ、孜孜として其業に従事せしか故に、大に政府と議會との注意を喚起せり、是に於てか政府は千八百七十五年を以て短期刑の囚人に一房一囚の法を施すの法律を發し、千八百八十二年を以て監獄高等會議の組織を改定し、千八百八十五年を以て假出獄の法律を布く等、着々其歩を進むるに至れり、殊に、ドメッス氏の創設に係る、メットレイ、幼年監の如きは、其組織、其規律、一も間然する所なし、是を以て歐洲諸邦の幼年監亦率ね模範を、メットレイに取らざるなしと云ふ、唯佛國府縣監獄は、通常費を除くの外、猶ほ府縣稅の支辨に屬するか故に、未だ充分の成功を收むるに至らず、蓋し佛國の政府も亦舊より之を知らざるに非ずと雖ども、彼の八十年餘府縣の所轄に屬する監獄を舉げて、一朝悉く國庫の支辨に歸せしめんとするときは、歲計豫算上非常の變動を致すを以て、先づ其通常費を國庫の支辨と爲し又補

助金を下付して府縣監獄を改造せしめ、漸く其改良の實を擧げんとするもの、如し、今や佛國元老院議員、ペラン、ジョ、監獄局長、エルベ、ト、監獄高等會議議員、ヴァアセン等、有力の士有つて大に監獄の改良を唱へ、之に加ふるに第五回の萬國監獄會議も亦佛京巴里に於て開かるへしと開く改良の時機方に熟せり、今より以往、其監獄事業に關する進歩の駿速なる所謂驕馬の輕車に駕するか若きものあらん、佛國監獄法に關し言はんと欲する所猶ほ頗る多しと雖ども、其徒らに漫冗に流れんことを慮り、姑く此に筆を擱すること、なせり、余平素多事なるを以て此稿概ね蒼卒の際に成り、行文錯綜、疎漏杜撰の責を免かるゝ能はず、諸君幸に之を恕せ

講義録第六號第二十八頁地方監獄の種類の次に左の項を脱す

監獄區○往日に在ては各府縣必らず一の典獄を置きしか、今日は經濟上其他諸種の便宜を計り、全國を四十八の監獄區に分劃し、(内三區は亞耳塞利に屬す)一區毎に一人の典獄を置て其區内府縣の監獄を管理せしむ、故に典獄一人の所轄は一府縣に限るものあり、又二三の府縣に及ぶものあり、唯、中央監獄所在の監獄區には別に典獄を置かず、中央監獄の典獄をして其事務を兼掌せしむ、

佛國監獄法講義畢

正 誤
 本誌前號雜報欄内題浦和監獄吏員檢影后文章中第二行監衛ハ監衛第七行峻最ハ峻最第八行寬給ハ寬給第二十行頸雜ハ頸頭ノ何レモ誤植又同雜報中巡查看守の賄料に就て及人力車夫を如何せんの二項ハ審查未済ノ記事ナルヲ誤テ登載セシヲ以茲ニ編輯ノ疎漏ヲ謝シ併セテ該記事ヲ抹殺ス

●自宅誌發行大割引 ●定價 金九 千部 限リ 郵 共 五十四錢

速記法 速記 本會 速記 良書 ナキヲ恨ムコト久シ 屢々諸所、速記自宅誌 完全無缺、良書 且ツ 價値 高價 ナレバ 速記法志願ノ 希望 満足 然ルニ今般 本會ニ 良師 數名ヘ 漸ク原 稿出來シ 印刷ニ着手シ 初版ノ 祝 意且 速記法普及ヲ計ランカ爲メ正價リ 大割引 稿當時 印刷ニ着手シ 初版ノ 祝 意且 速記法普及ヲ計ランカ爲メ正價リ 大割引

第一上章	總論編	第二章	西洋速記法沿革	第十三章	略符或略符號
第三上章	日本速記法沿革	第四章	速記法文字起源	第十四章	後置詞略符號
第五上章	音種	第六章	符號組織	第十五章	助動詞略符號
第七上章	總符號表及 單復ノ區別	第八章	稱呼ノ區別	第十六章	動詞略符號
第九上章	單符號順序	第十章	符號變換方法則	第十七章	副詞略符號
第十一上章	單符號例題	第十二章	連法例題	第十八章	句讀法
				第十九章	實地例題
				第二十章	其他
				第二十一章	員數略符號
				第二十二章	後置詞略符號
				第二十三章	形容詞略符號
				第二十四章	接續詞略符號
				第二十五章	連成例題

- 送金ハ本會宛麴町郵便局へ振込ノコト
- 通運便ハ配達料三錢前拂ノコト
- 切手代用ハ二割増ノコト
- 送本ハ七月上旬ヨリ送金ノ順序ニ由リ發送ス
- 宿所姓名ハ楷書ニテ申込アルヘシ
- 發行所 (簿記之友) 發行所

簿記友會

(錢六金價定部一行發回二月每)

●廣告

●本誌代金御取經其他購讀者誘導方追々御配慮相願候諸君ニ對テ乍略義本誌ヲ以テ御禮申述候尙ホ此上本誌ノ普及及ヒ今日迄御主任未定ノ個所ハ該長官ヨリ特ニ御指定ヲ乞フ歟又ハ購讀者諸君中御申合ノ上御指定被下倍々御贊助相受度右御挨拶旁々特ニ相願候也

追テ本文御主任ニハ每號本誌ノ代金不申受事ニ内定致候間自今(第三號以下ヲ云)御送金不相成樣致度候

又該長官ニシテ本誌御購讀無之向ヘハ每號若クハ時々本誌御送付可致候得共決テ御購讀願出候主旨ナラス故ニ假令進呈ノ文字脱漏致居候共代價可申受謂レ無之必竟該署ニ關係スヘキ記事又ハ緊急ノ事件有之場合ニ於テ爲御參考無代價御閱讀願出候義ト御承知置被下度候也

明治二十四年三月

主任 磯村 兌 貞

諸官衙長官
取經主人 御中
購讀者

●本誌第三號問答欄内ニ掲載セシ四個ノ懸賞問題ハ廣ク當局者中ノ答按ヲ募リ一問題ニ就キ各甲乙二答按ヲ撰擇シ本誌ニ掲載シ當撰者ニハ職務上必用ノ書籍物品ヲ呈スヘク旨屢々廣告致候處爾來該答按ヲ寄セラル、モノ續々有之候得共尙一層廣ク募集致度讀者諸君此際速ニ寄稿ノ勞ヲ取ラレシヲ希望ニ堪ヘサルナリ

明治廿四年四月廿日印刷
明治廿四年四月廿日出版

發行人 東京市四谷區荒木町廿二番地 磯村 兌 貞
印刷人 同 市同 區同 町同 番地 近藤 劍 二郎